佐賀県 災害時医療救護マニュアル

平成31年3月 改訂 佐賀県救急医療協議会災害部会

一目次一

はじめに	
-目的	• • • • 3
・本マニュアルと他のマニュアル等との関係	• • • • 3
•災害医療体制図	• • • • 4
・医療救護の推移	• • • • 4
・災害対応の主な流れ	• • • • 5
- 用語解説	• • • • 7
1 県医務課の運営	• • • • 13
2 県保健福祉事務所の業務	• • • • 3 2
3 災害拠点病院	• • • • 4 7
4 DMAT(災害派遣医療チーム)	• • • • 6 1
5 JMAT(日本医師会災害医療チーム)	• • • • 7 2
6 DPAT(災害派遣精神医療チーム)	• • • • 7 5
7 その他の災害医療支援機関	• • • • 8 4
8 広域医療搬送	• • • • 8 6
9 EMIS(広域災害救急医療情報システム)	• • • • 9 1
10 避難所の医療ニーズ調査	• • • 102
11 災害診療記録・災害処方箋・お薬手帳	• • • 109
12 災害医療コーディネーター	• • • 120
13 災害薬事コーディネーター	• • • 123
14 災害時小児周産期リエゾン	• • • 126
15 医薬品等及び輸血用血液の供給	••• 127

【参考資料】

- ●佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領
- ●災害時透析医療ガイドライン

はじめに

1 目的

地震等の大規模な自然災害や事故等により、多数の傷病者が発生するような場合、佐賀県地域防災計画(風水害対策編、地震・津波災害対策編)に定める「医療活動」による対応を行うこととされています。

このような中、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震の教訓を参考とし、災害時の医療救護活動を迅速かつ円滑に行うため、標準的な活動マニュアルを策定しました。

今後、医療従事者(医療チーム、関係団体)及び行政職員が本マニュアルを共有し、災害時には、佐賀県地域防災計画、本マニュアル等に基づき、活動を行うこととします。

2 本マニュアルと他のマニュアル等との関係

大規模災害においては、多数傷病者への対応等の医療救護活動や保健・衛生等の公衆衛 生活動が必要となります。

本マニュアルは、災害発生直後の急性期から亜急性期までの間、医療チーム等によって実施される『医療救護活動の指針』となるものです。

なお、佐賀県においては平成31年1月に「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領」 を定め、県内において大規模災害が発生し佐賀県災害対策本部が設置された場合において、健 康福祉部長が傷病者の数、避難者の数、避難期間等から保健医療活動の総合調整を行う必要が あると判断したときは、

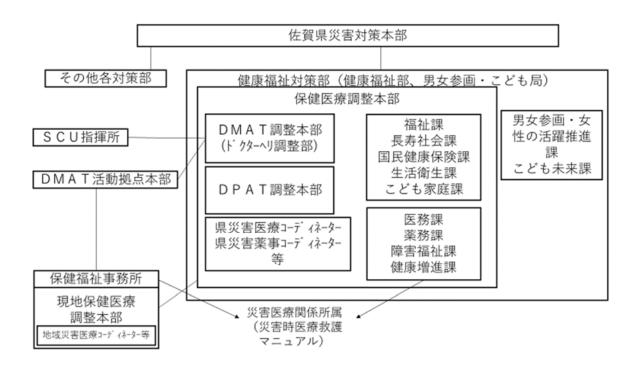
- 1)健康福祉対策部内に保健医療調整本部を設置する。
- 2)保健医療調整本部が設置されたときは、災害発生地を管轄する保健福祉事務所(保健 所)又はそれに代わる場所に、現地保健医療調整本部を設置し、

対応にあたることとしたので、本要領も併せて参照ください。

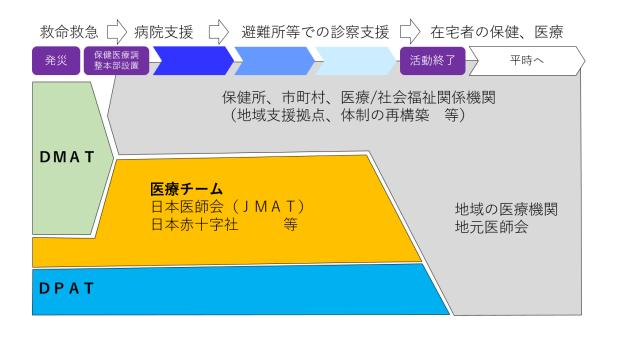
最後に、本マニュアルは、災害の規模として県内震度6強以上程度の大規模災害等を想 定しています。

また、あくまで基本的な行動をまとめているものであり、災害の状況次第では現場において本マニュアルで定めていない臨機応変な対応が必要な場面もありえます。

3 災害医療体制図



4 医療救護の推移



5 災害対応の主な流れ

発災(震度6強の場合)

【情報収集に全力を上げつつ、人命優先に活動する時期】

地震、津波の情報伝達

防災活動体制の確立(職員参集、災害対策本部の設置、 通信手段・車両・燃料の確保)

災害情報の収集・連絡、国への被害状況報告

人命救助活動、初期消火活動、医療機関における医療活動、 警備活動

避難所の設置、学校における生徒の安全確保

自衛隊への出動準備要請、派遣要請、連絡調整

広報活動(被害情報・避難所情報など住民への情報提供、知事等の緊急メッセージ発出)

【人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始する時期】

自衛隊の派遣部隊の受入れ、活動用資機材の準備

応援要請(国の機関等への応援要請、緊急消防援助隊の派遣 要請、警察災害派遣隊の派遣要請、応援協定に基づく各種の 応援要請)

救急救命医療活動等の確保・支援、災害派遣医療チーム(DMAT等)の派遣要請、人工透析受療の確保、医薬品・医療 資機材の調達、医療施設の応急復旧)

行方不明者の捜索

被災者相談窓口の設置

輸送ルートの確保、道路・海上交通の応急復旧

避難所情報の把握、食料・飲料水・生活必需品の物資の調達及び供給

ボランティアセンターの設置

外国人対策、帰宅困難者対策

災害対策用機材・復旧資材等の調達、公共施設等の応急復旧 孤立地域対策(通信手段の確保、救助活動、緊急物資の輸送) 避難所へ仮設トイレの設置・し尿処理

災害救助法の適用

遺体の一時安置所の確保

義援物資・義援金の受付窓口設置、希望物資の情報提供

被災者等の健康管理、食品衛生管理

被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定

【被災者の生活再建に向けた対策を開始する時期】

義援金の受入

義援物資の受入、仕分け、配分

ボランティアの受入

学校施設の応急復旧、応急教育の実施

疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理

~ 24 時間

~ 1 時間

~72時間

【被災者の生活再建に向けた対策を本格化する時期】

公営住宅等の提供、被災住宅の応急修理 被災者の心のケア

医療、住宅、融資等の相談窓口の確立

遺体の検視、身元確認、火葬

災害廃棄物(ガレキ等)の処理

【本格的な被災者の生活再建が行われる時期】

応急仮設住宅の建設 被災生徒等への授業料免除等の支援 教育の再開 義援金の配分

~1か月

~1週間

災害の進展状況に応じ柔軟に対応を変える必要があることに留意が必要。

6 用語解説

【あ】

アセスメント

得られた情報から物事を客観的に評価することであり、災害時においては、主に避難所又は 医療機関等の被害状況、被災者の生活環境、医療ニーズ及び医療資源の調査等を行うことに用 いる。

[(1)]

医療救護活動

被災者に対する医療活動で、救護所、避難所、病院、診療所等で実施される。また、避難所での医療活動や巡回診療、医療活動に付随して必要な医薬品の供給輸送なども医療救護活動に含む。

医療チーム

災害派遣医療チーム(DMAT)、全国知事会救護班、日赤救護班、医師会救護班、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、歯科医療救護班、その他の医療救護班、災害医療を行う全ての医療チームを指し、災害支援薬剤師、災害支援ナース、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会(JRAT)等も含む。

【き】

基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院の機能、県全域の災害拠点病院の機能を強化するための訓練・研修機能を 有する病院であり、県が災害時の医療体制を確保するため指定した病院のこと。佐賀県は佐賀 大学医学部附属病院及び佐賀県医療センター好生館を指定。

救護所

多数の負傷者が一度に発生した場合等に、これらの負傷者に対応するため、一義的に市町が開設するもの。

[t]

県災害医療コーディネーター

災害時に県庁に出務し、県全体の医療チームの配置調整や傷病者の受入先の調整等を担う医師のこと。

県災害薬事コーディネーター

災害時に県庁に出務し、「県災害医療コーディネーター」を薬学的な見地からサポートする とともに、医薬品等の供給や薬剤師の派遣等の調整を行う薬剤師のこと。

広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。また、広域医療搬送は、被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に航空搬送拠点を設置して行う。

航空搬送拠点

広域医療搬送を実施するため、適用となる患者を被災地域内の各災害拠点病院等から参集させるための中継拠点。拠点には航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)が設置され、広医療搬送に備えて患者の安定化処置等が実施される。また、被災県の支援に入る他県のDMAT等の参集拠点ともなる。

航空搬送拠点臨時医療施設 ⇒【S】SCU

厚生労働省DMAT事務局

平時にはDMATの養成や運用方法等の検討を行いながらDMATの体制整備を行い、また、 災害時においては、全国レベルでのDMAT活動の総合調整を行う。また、被災地内で活動するDMATの運用について県医療救護調整本部と連携するほか、必要に応じて、DMAT県調整本部の支援に入る。

[さ]

佐賀県保健医療調整本部/佐賀県現地保健医療調整本部

保健医療調整本部は、県災害対策本部健康福祉対策部内に設置され、災害時の医療救護及び保健衛生に関する情報共有や活動方針等を調整する。現地保健医療調整本部は、保健医療調整本部の下で保健福祉事務所に設置され、所管管内における医療救護及び保健衛生に関する情報共有や活動方針等を調整する。

佐賀県災害対策本部(県災対本部)/佐賀県現地災害対策本部(現地本部)

佐賀県が、災害が発生又は発生することが予測される場合に設置される災害対策全般を統括する本部。本部は、知事を本部長として佐賀県庁新館4階危機管理センターに置き、現地災害対策本部は、副知事を本部長とする。

佐賀県地域防災計画

災害対策基本法第40条に基づき、知事が佐賀県防災会議に諮り、防災のために必要な予防、 応急対策及び復旧について定めた計画である。

佐賀県DMAT

国の主催する日本DMAT研修を修了したチームで、本県の医療機関に所属するチームをいう。日本DMAT研修を修了したチームは全国レベルでの医療救護活動を前提としている。自

然災害や交通災害等が発生した場合に、佐賀県DMAT運営要綱に定める出動基準に基づき、 県は佐賀県DMATの派遣を要請することができる。

佐賀県DMAT指定病院

DMATチームを保有し、DMAT派遣に関する佐賀県との協定を交わした病院のこと(8 施設を指定している(平成30年10月現在))。

災害処方箋

救護所や避難所等で医療チームなどが使用する処方箋であり、救護所や避難所等での円滑な調剤業務の確保を行う。

災害診療記録

救護所や避難所等で医療チームなどが使用する診療記録であり、患者本人に交付し携行させることで、災害時の診療履歴を患者本人が管理できる。また、医療チームが替わっても、患者本人が別の避難所等に移動しても、携行している災害時診療記録で診療履歴を把握することができる。

災害時小児周産期リエゾン

災害時に災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、小児・周産期医療に関する調整 を行う医師のこと。

【せ】

全国知事会救護班

全国知事会は、災害時に、被災県からの要請に基づき、都道府県ごとに編成される都道府県 救護班を派遣し、都道府県救護班は、避難所等での診療、健康管理活動などを行う。

【ち】

地域医療搬送

被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものも含む。)であって、広域 医療搬送以外のものをいう。また、災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内 の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関からSCUへの搬送及び災地域外の SCUから医療機関への搬送を含む。

地域災害医療コーディネーター

災害時に保健福祉事務所等に出務し、保健福祉事務所管轄区域内の医療チームの配置調整や 傷病者の受入先の調整等を行う医師のこと。

地域災害薬事コーディネーター

災害時に保健福祉事務所に出務し、保健福祉事務所管轄区域内の薬局の稼働状況等の情報収 集のほか医薬品等の需給調整や管轄区域内の薬剤師の配置調整など薬事的分野を担うことで 「地域災害医療コーディネーター」をサポートする薬剤師のこと。

地域災害拠点病院

地域災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、被災地からの一時的な重症傷病者の受入れ機能、DMAT等の受入れ・派遣機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能を有し、県が指定した病院のこと。佐賀県は6病院を指定(平成30年10月現在)。

[2]

統括DMAT

厚生労働省が実施する統括 D M A T 研修を修了し、厚生労働省に登録された D M A T 隊員(医師)で、平時には D M A T に関する研修・訓練及び県の災害医療体制に関する助言を行い災害時においては、各 D M A T 本部の責任者として活動する資格を有する者。

ドクターヘリ

救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年6月27日法律第103号)に基づき、厚生労働省のドクターへリ導入促進事業により都道県等の救急 医療政策の一環として運用されている医師及び看護師又は救急救命士を搭乗させたヘリコプターであり、災害時には、災害時のドクターへリ運航要領等に基づき、必要に応じてDMATの活動支援に活用することができる。佐賀県では、佐賀大学医学部附属病院に配備。

トリアージ/トリアージタッグ

トリアージは、災害時に多くの患者が発生したとき、その中から早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を行うことで、より多くの人命を救うために実施する判定で、 トリアージタッグを用いて行う。

救護所や病院などの受入時点では多くの患者に対応できる、START 方式を実施する。収容先で二次的なトリアージを行う場合は、生理学的かつ解剖学的評価を行うPAT 法など宜必要な方法で実施する。

[:]

日赤救護班

日本赤十字社は、災害時に、発災直後から都道府県支部ごとに編成される日赤救護班を派遣し、日赤救護班は、救護所の設置、避難所等での診療、こころのケア活動などを行う。

日本DMAT

厚生労働省が実施する日本 D M A T 研修を修了したチームで、医師、看護師、業務調整員(医師、看護師以外の医療職及び事務職員)で構成されており、大規模災害や多数の傷病が発生し

た事故などの急性期に活動できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けた医療チーム。佐賀県の病院に所属するものは「佐賀DMAT」という。

[ひ]

避難所

災害時に生活基盤を喪失又は帰宅が困難となった住民が一時的に生活する場所が避難所であり、原則として市町が設置・運営する。

【ろ】

ロジスティクス

DMATの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等の確保、活動に必要な連絡調整、情報収集等。DMATの一員としてのロジスティック担当者(業務調整員)及びDMATロジスティックチームがロジスティクスを担う。

[D]

DMAT(ディーマット)

災害派遣医療チーム(DMAT)とは、Disaster Medical Assistance Team の略で、大地震及び航空機・列車事故といった大規模災害の急性期に、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行う専門的な訓練を受けたチームのこと。

DPAT(ディーパット)

災害派遣精神医療チーム(DPAT)とは、Disaster Psychiatric Assistance Team の略で、 自然災害や犯罪事件、航空機事故等の集団災害が発生した場合に、被災地域で精神科医療提供 や精神保健活動の支援等を行う専門的な研修・訓練を受けたチームのこと。

DHEAT(ディヒート)

災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)とは、Disaster Health Emergency Assistance Team の略で、災害時において地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成された応援派遣チームのこと。

[E]

EMIS(イーミス)

広域災害・救急医療情報システム(EMIS)とは、Emergency Medical Information System の略で、災害時の迅速かつ適切な医療救護活動を支援するため、医療機関の被害情報や患者受入れ情報をはじめ、診察状況など災害医療に関する情報を収集・提供し、行政や医療関係機関等と共有するシステムのこと。

[J]

JMAT(ジェイマット)

日本医師会は、災害時に、被災地の医師会からの要請に基づき、都道府県医師会ごとに編成されるJMAT(日本医師会災害医療チーム)を派遣し、JMATは、避難所等での診療、健康管理活動などを行う。JMATのうち、佐賀県のJMATチームは「JMAT佐賀」という。

[M]

MATTS(マッツ)

Medical Air Transport Tracking System の略。EMISのメニューのひとつである広域医療搬送患者管理システムのことであり、被災地内から搬送される広域医療搬送対象患者の情報を管理するシステム。最終的にどの病院に運ばれたかも追跡可能である。各機関及びDMATの活動拠点から閲覧可能となっている。

[P]

PAT法(パットほう)

トリアージの方法の一つで、Physiological and Anatomical Triage の略。医療機関が治療に際して二次的なトリアージを行う場合に、START 方式で区分された重症患者等を、さらに生理学的かつ解剖学的評価による詳細な状態観察でトリアージする手法の一つ。

[S]

SCU(エスシーユー)

航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)とは、Staging Care Unit の略で、大規模災害時の航空機による広域医療搬送や地域医療搬送に際し、患者の症状の安定化や搬送を行う救護所として、被災地域及び被災地域外の空港や自衛隊基地などに設置される施設のこと。

START法(スタートほう)

トリアージの方法の一つで、Simple Triage and Rapid Treatment の略。救助者に対し傷病者の数が特に多い場合に対し、判定基準を出来るだけ客観的かつ簡素にした判定方法である。あくまでも重症、中等症、軽症、死亡または救命の見込みなしのいずれかへ区分するものであり、詳細な状態観察とトリアージが搬送先で継続されることを前提としている。

<マニュアル1> 県医務課の運営

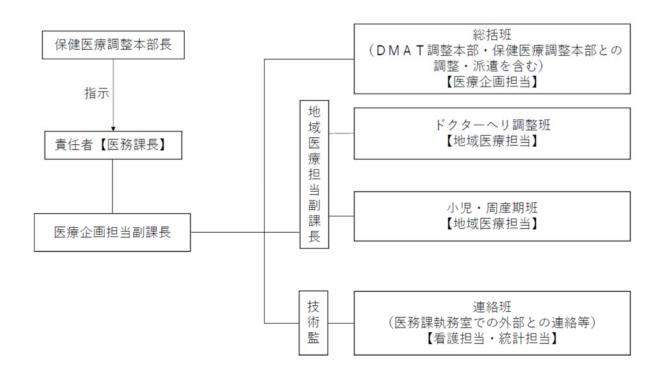
1 設置及び運営体制

(1) 設置の基準

ア 県医務課は、県災害対策本部(以下「県災対本部」という。)が設置された場合は自動的に医療救護活動を開始します。ただし、医務課長が、必要と認める場合は、県災対本部の設置を待たずに医療救護活動を開始します。

(2) 県医務課の体制と連絡方法

ア 県医務課の災害時の体制は下図のとおりとします。



イ 県医務課の初動参集基準は以下のとおりとします。

医務課の初動参集基準

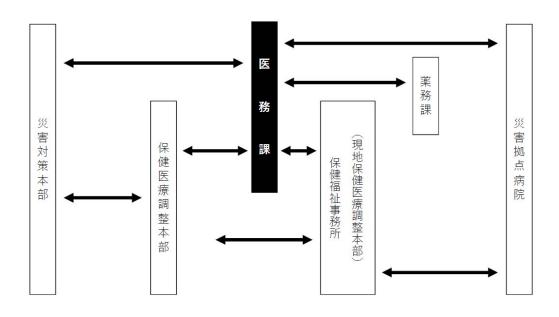
【風水害の場合】	参集対象
県警戒本部設置の場合	課長、医療企画担当副課長、医療企画担当
県災害対策本部設置の場合	全職員

【地震の場合】	参集対象
震度5弱・震度5強の場合	課長、医療企画担当副課長、医療企画担当
震度 6 以上の場合	全職員

【その他の場合】	参集対象
県内で多数の負傷者が発生して いることが明らかな場合	全職員
佐賀県DMATの派遣要請基準 に該当する場合	課長、医療企画担当副課長、医療企画担当
県内での被害発生が不明な場合 で、まず情報収集が必要な場合	課長、医療企画担当副課長、医療企画担当

ウ 県医務課は、保健医療調整本部のほか、保健福祉事務所や県災対本部、災害拠点病院、 薬務課等関係機関との連絡調整を行いますが、その基本的な連絡ルートは次の図のとお りとします。ただし、現場の必要に応じて柔軟に対応します。

医務課を中心とした場合の基本的な連絡ルート



エ 連絡方法は、口頭、電話、EMIS、電子メール、電話、衛星携帯電話、防災行政無線などあらゆる手段をもって行うが、指示や要請などの情報を伝達するときは、可能な

限りファックス等の紙媒体に残せる手段を使用します。ファックス等が使えない場合は、 防災行政無線や衛星携帯電話等で連絡し、正確に聴き取ります。

(3) 各班等の役割分担

責任者【医務課長】

- ア 佐賀県災害派遣医療チーム運営要綱第6条の基準に基づき、佐賀県DMATの派遣を 要請します。
- イ 佐賀県DMATのうち、統括DMATの中から1名の県庁への登庁を要請します。
- ウ 健康福祉対策部又は保健医療調整本部との調整を行います。
- エ 日本赤十字社佐賀県支部へ、県庁へのリエゾン派遣を要請します。
- オ JMAT(JMAT佐賀含む。)、歯科医療救護班、災害支援ナース、その他の医療 救護活動団体への派遣を要請します。

医療企画担当副課長

- ア 医務課内各対策班の取りまとめを行います。
- イ 医務課内の人員配置の調整及び交代要員確保など、業務の推進に係る調整を行います。

総括班(医療企画担当)

- ア 医務課長が判断する要請に係る具体的連絡調整を行います。
- イ EMISでの情報入力を医療機関に依頼します。また、入力された情報を確認すると ともに、未入力の医療機関が無いように努めます。

なお、EMISでの情報収集については、一義的に保健福祉事務所で行います。

- ウ 災害対策本部に集まる災害情報等を収集し、対策を企画立案するための情報を整理します。なお、特に災害拠点病院の被災状況等には注意します。
- エ DMAT調整本部が設置された場合、DMAT調整本部との調整を行います。また、 その場合におけるDMAT調整本部活動場所の確保を行います。
- オ 保健医療調整本部が設置された場合、保健医療調整本部へ人員を派遣します。 また、この場合、県災害医療コーディネーターの保健医療調整本部への出動を要請し ます。

カ 日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県看護協会等の医療救護活動組織への要請及び日本赤 十字社佐賀県支部、佐賀県看護協会等からのリエゾン派遣に係る連絡・調整を行います。

ドクターヘリ調整班

- ア 佐賀県ドクターへリの所属である佐賀大学医学部附属病院と連絡を取りつつ、福岡県 や長崎県との相互応援協定に基づく要請を判断します。
- イ 患者搬送のため、他のヘリとの運航調整が必要な場合には、県災害対策本部に設置される航空運用調整班との連携を密にします。

また、DMAT調整本部との連携も密にします。

小児・周産期班

- ア 被災地等における小児・周産期医療ニーズの情報収集・発信及び災害急性期における 母体・新生児等の受入医療機関や搬送の調整を行います。
- イ 小児については、佐賀大学医学部附属病院、佐賀県医療センター好生館、NHO佐賀 病院、唐津赤十字病院、NHO嬉野医療センターと連携します。
- ウ 周産期については、佐賀大学医学部附属病院、佐賀県医療センター好生館と連携します。
- エ 保健医療調整本部(県災害医療コーディネーター含む。)との連携を図りながら、必要に応じ、佐賀大学医学部附属病院等から、小児・周産期リエゾンの保健医療調整本部への出動を要請します。

連絡班

- ア 医務課執務室で、外部からの問い合わせ対応を行います。
- イ 外部からの連絡のうち、必要な情報については、他班へ報告します。

2 医療救護活動についての情報収集と伝達

(1) 情報収集

ア 総括班は、医務課の初動参集基準に該当する場合には、EMISを災害モードに切り 替え、各医療機関に院内状況の入力を要請します。

その際、医療機関がEMISによる情報入力が困難な場合には、保健福祉事務所へ共通様式1-1(代行入力:緊急時)・共通様式1-2(代行入力:詳細情報)・共通様式1-3

(医療救護活動状況報告)による報告を併せて要請します。

- イ 総括班は、必要に応じ保健福祉事務所と協力しながら、以下の情報について収集します。
 - ・救護所の設置状況
 - ・災害拠点病院及び二次救急医療機関の開設・活動状況(人員・薬剤等の充足状況を 含む。)
 - ・日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会及びDMAT事務局等の派遣要請先の体制
 - ・派遣要請したDMAT・JMAT等の医療救護チームの活動状況
 - ・被災者の多く発生している箇所など、被災情報の全体像
 - ・通行止めの箇所など、被災地等へ派遣してもらうチームの移動・活動に資する情報

(2) 関係機関への情報提供

ア 収集した情報は、関係課はもちろん、以下の関係機関へ情報提供します。

- ・日本赤十字社佐賀県支部
- ・派遣要請した(する)医療救護チーム事務局
- ・災害拠点病院(保健福祉事務所を通じて)
- ・厚生労働省本省

3 支援要請への対応

(1) 対応の流れ

ア 総括班は、収集した情報をもとに自ら必要と判断する場合、又は保健福祉事務所を通じて支援要請があった場合、関係機関へ支援を要請します。

なお、支援の内容が医薬品や医療機器等又は薬剤師である場合には、薬務課を経由して支援を要請します。

イ 総括班は、医療従事者等の派遣要請と応諾の調整をEMIS又は共通様式1-4を用いて 行い、EMIS又は共通様式1-7を用いて協定締結団体や関係団体に応援を要請します。

(2) 重症患者の搬送要請への対応

(基本的な対応)

ア EMIS又は共通様式1-5によって重症患者の受入要請を受理した場合、総括班は直ちにDMAT佐賀県調整本部が策定する地域医療搬送計画や、災害拠点病院等の空床情報をもとに、適切な受入病院を選択します。

- イ 総括班は、受入病院に順次収容を依頼します。応諾の回答を得るまでは依頼を繰り返します。応諾の回答を得るまで時間を要する場合、要請元に状況を適宜連絡します。
- ウ 総括班は、収容依頼先から応諾の回答を得た場合は、その内容を要請元に伝達します。

(搬送手段の調達が必要な場合)

- オ 総括班は、重症患者の搬送に必要な搬送手段の確保の要請があった場合は、県災対本 部に自動車又はヘリコプターによる搬送手段の確保を要請します。
- カ 搬送手段が確保できたら受入病院の情報と併せて要請元に伝達します。

(県内の医療救護体制では対応が不可能と判断される場合)

- キ 次の場合には、総括班は、国、他の都道府県に対して収容要請を行います。
 - (ア) 医療救護対象者数が想定以上となり、県内の医療救護体制では対応できないと判断 した場合
 - (1) 被災地域や県内の病院・診療所では治療、収容することができない容態であると判断した場合
 - (ウ) 被災地域や県内の病院・診療所自体に大きな被害を生じた場合など不測の事態の発生により、県内の医療救護体制では対応できないと判断した場合
- ク 上記キの場合、総括班は、国が策定する広域医療搬送計画を受けて、医療機関や消防 機関等の協力を得て各災害拠点病院等から航空搬送拠点への傷病者搬送を実施します。

(3) 医薬品等の供給要請への対応

- ア 総括班は、保健福祉事務所又は災害拠点病院等から様式Aによって医薬品等供給要請を受けたときは、保健医療調整本部における県災害医療コーディネーター及び県災害薬事コーディネーターによる調整を踏まえ、薬務課へ供給要請を行います。(災害用備蓄医薬品については様式Bにより医務課から薬務課へ搬送指示)
- イ 薬務課は、アの要請に基づき、災害用備蓄医薬品等を保管している医薬品卸業者への 搬送指示(**様式C**)のほか、協定を締結している医薬品等の卸業関係団体、国又は他の 都道府県等の順に医薬品等の供給要請を行います。
- ウ 医薬品等の供給について要請先の応諾を得たら、応諾内容を要請元に連絡します。 なお、指定場所までの輸送及び要請元が指定場所まで医薬品等を受け取りに行くこと が困難な場合は、必要に応じて輸送手段の調整を行います。

エ 薬務課は、災害拠点病院等からの医薬品等供給要請に基づく、保健医療調整本部における県災害医療コーディネーター及び県災害薬事コーディネーターによる調整が円滑に行うことができるよう、県内の卸売業者における医薬品等の在庫状況や他県等からの支援を受けた医薬品等のほか、県内における活動可能な薬局や薬剤師の状況など薬事に関する情報収集を行います。

(4) 輸血用血液製剤の供給要請への対応

- ア 総括班は、保健福祉事務所又は災害拠点病院等から輸血用血液製剤の供給要請を受けたときは、薬務課へ供給要請を行います。
- イ 薬務課は、アの要請に基づき、佐賀県赤十字血液センターに輸血用血液製剤の供給要 請を行います。

なお、輸血用血液製剤の確保、受注及び搬送等に関する供給体制の確保は佐賀県赤十字血液センターが定める規定に基づくものとしますが、災害時に陸路を使った通常の供給が不可能又は著しく困難な場合、もしくは血液センターによる輸血用血液製剤の輸送が困難な場合は、保健医療調整本部を通じて県対策本部に輸送手段(ヘリコプターを含む)の確保を要請します。

- ウ 医薬品等の供給について要請先の応諾を得たら、応諾内容を要請元に連絡します。
- エ 薬務課は、血液センターから輸血用血液製剤の供給状況について報告を受けます。

(5) その他医療活動に必要な物資等の要請への対応

- ア 医務課では対応できない電気、ガス、水道等の供給要請については、県災対本部に供給の調整を要請します。
- イ 医療救護活動に必要な物資等を供給する機関が、物資等を被災地域に輸送することが 困難なときは、県災対本部に輸送手段(ヘリコプターを含む)の確保を要請します。

4 医療支援の受入調整

(1) DMAT佐賀県調整本部の設置運営

- ア 総括班は、佐賀県災害派遣医療チーム(佐賀 D M A T) 運営要綱に基づき、県内の被 災状況に応じて、佐賀 D M A T 指定病院に対して佐賀 D M A T の派遣を要請します。
- イ 総括班は、日本DMAT活動要領に基づき、厚生労働省(DMAT事務局)又は他の 都道府県に対して県外DMATの派遣を要請します。
- ウ DMATの派遣の要請を行った場合、総括班は保健医療調整本部の下にDMAT佐賀

県調整本部を設置し、設置されたDMAT佐賀県調整本部は県内で活動するDMATの 指揮及び調整を行います。

その場合、総括班は、佐賀県災害派遣医療チーム(佐賀DMAT)運営要綱に基づき、 統括DMATにDMAT佐賀県調整本部長として県庁への出動を要請します。

エ DMAT佐賀県調整本部長(統括DMAT)は、保健医療調整本部の県災害医療コーディネーターと協議し、DMATの派遣先を決定します。

(2) DPAT佐賀県調整本部の設置運営

- ア 障害福祉課は、佐賀県災害派遣精神医療チーム運営要綱に基づき、県内のDPAT統括の意見を聴いて、県内の被災状況に応じて、佐賀県精神科病院協会の協力のもと、佐賀 DPAT登録機関に対してDPATの派遣を要請します。
- イ 障害福祉課は、災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領に基づき、県内のDPAT統括者の意見を聴いて、保健医療調整本部長と協議の上、他の都道府県又は厚生労働省(DPAT事務局)に対してDPATの派遣を要請します。
- ウ DPATの派遣の要請を行った場合は、保健医療調整本部の下にDPAT佐賀県調整本部を設置し、県内で活動するDPATの指揮及び調整を行います。
- エ DPAT佐賀県調整本部長(DPAT統括者)は、保健医療調整本部の県災害医療コーディネーターと協議し、その出動先を決定します。

(3) 佐賀県SCU指揮所の設置運営

- ア 総括班は、航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の展開に必要な資機材を準備し、佐賀大学医学部附属病院と協力し、航空搬送拠点臨時医療施設を初期においては佐賀大学医学部附属病院敷地に立ち上げ、その間に九州佐賀国際空港に本格的に立ち上げ、DMAT佐賀県調整本部と連携して佐賀県SCU指揮所を運営します。
- イ 広域医療搬送については、「マニュアル8 広域医療搬送」により実施します。

(4) 協定締結団体に対する医療支援の要請及び受入れの調整

ア 総括班は、保健福祉事務所からの情報や支援要請に基づき、保健医療調整本部の下で 県災害医療コーディネーター及び県災害薬事コーディネーターによる調整を踏まえ、直 接又は薬務課を通じて協定締結団体()に支援の要請を行います(**共通様式1-7**)。ま た、保健福祉事務所からの要請がない場合で、総括班が必要と認めたときは、直接又は 薬務課を通じて協定締結団体と協議し、支援の要請を行います。

県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会 等

イ 要請を受けた団体は、速やかに支援チームを編成し、総括班が県災害医療コーディネーターや県災害薬事コーディネーターと協議のうえ決定した派遣先に、これを派遣します。

(5) 県外から派遣される医療チーム(DMATを除く)

- ア 県外から派遣される医療チームの派遣先は、保健福祉事務所からの情報や支援要請に 基づき、保健医療調整本部の下で総括班が、県災害医療コーディネーターや関係団体と 協議のうえ決定します。
- イ 県外からの医療支援は、厚生労働省による総合的な調整、全国知事会を通じた調整、 関係団体本部を通じた調整のほか、九州・山口9県による災害時応援協定(福岡県、長 崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県及び佐賀県)に基づき、保 健医療調整本部の下で支援の調整が行われます。

(6) 医薬品等の物的支援

- ア 3 (3) イの国又は他の都道府県に医薬品等の供給を要請する場合は、必要とする医薬品等の品名及び数量を指定して支援要請を行います。
- イ 県外から供給される医薬品等は、医薬品等集積所に入庫し仕分けを行ったのち、医薬品等供給拠点や医薬品等が不足する医療救護施設等に輸送します。
- ウ 支援については、3(3)アと同様に、保健福祉事務所からの情報や支援要請に基づ き、総括班から薬務課へ供給の指示を行います。
- エ 薬務課は、ウの指示に基づき、協定を締結している医薬品等の卸業関係団体に輸送要請を行い、要請先からの応諾を得たら、要請元に連絡します。

なお、指定場所までの輸送及び要請元が指定場所まで医薬品等を受け取りに行くことが困難な場合は、必要に応じて輸送手段の調整を行います。

<共通様式>医務課、薬務課、保健福祉事務所、市町、医療機関等の連絡に使用する様式

共通様式 1-1	発災直後情報(代行入力依頼書)
共通様式 1-2	詳細情報(代行入力依頼書)
共通様式 1-3	医療救護活動状況報告
共通様式 1-4	医療従事者等派遣要請書・医療従事者等派遣応諾連絡書
共通様式 1-5	重症患者等受入要請書兼受入応諾連絡書 (付表)患者詳細情報
共通様式 1-6	物資等供給要請書兼応諾連絡書
共通様式 1-7	医療従事者等派遣要請書・医療従事者等派遣応諾書

「様式A」(医薬品等供給要請書兼応諾連絡書)、「様式B」(災害用備蓄医薬品等搬送指示依頼書)及び「様式C」(災害用備蓄医薬品等搬送指示書)は、マニュアル1 5「医薬品等(輸血用血液製剤を含む)の供給及び薬剤師の派遣」に掲載

共通標	様式1− ⁻	1										
	発災直後情報											
	(EMIS緊急時入力:代行入力依頼書)											
送(信 先											
5% /	<i>1</i> =	医療機関名 電話番号				担当 FAX番号						
光1	信元	メールアドレス										
E	日 時		年	月	B	B	寺	分				
1 医療	聚機関機 能	:情報(該当項目をC)で囲ってく	(ださい。)		•					
入院病	棟の倒壊	、または倒壊のおそ	れ					有	無			
		プライ状況 ご使用時は、供給「無	乗」または「 [;]	不足」を迫	選択してください	。)						
電気	気の通常	の供給						無	有			
水位	の通常の	供給						無	有			
医纲	療ガスの	不足						不足	充足			
医乳	薬品•衛生	三資機材の不足						不足	充足			
多数患	者の受診	;						有	無			
職員の	不足							不足	充足			
2 その)他(上記!	以外で支援が必要 <i>な</i>	≩理由があ;	れば記入	(してください。)							
		きない場合は、この				本部又に	は保領	建医療調整本部(に報告してくださ			
		療調整本部又は保										
				F	整理番号	7		第	号			
					受信者							

共通様式	1-2	1							
				詳細情	報	第	報		
			(E	EIMS詳細	入力:	代行入力	衣頼 書	‡)	
送信	先								
		医療機関名				担当			
発信	能信元 電話番号 FAX番号								
日	時			年	月	B		時 分	
1 施設の倒	壊、また	<u>:</u> は倒壊のおそ	れ(該:	当項目を〇つ	で囲ってく	(ださい。)			
入院施設		有		無		救急外来		有	無
一般外来		有		無		手術室		有	無
2 ライフラ <i>ィ</i> 電気の	イン・サプ 停電中	ライ状況(該当 発電機	i項目を 	<u>そ〇で囲って</u> 正常	1) 電機使用中		半日・1日・	ODN b
使用状況 水道の	枯渇	使用中 貯水·給水	_ <u> </u> 		1)場合) 貯水・給水			
使用状況 医療ガスの	枯渇	対応中 供給の 見込無し	使用「	† ┃ ^{止 ・・} 供給の 見込有り	残り(中の場合) 供給の見 しの場合)		半日 · 1日 · ————— 半日 · 1日 ·	
使用状況		で破損の有無	1	有 無					
食糧の 使用状況	枯渇	備蓄で 対応中	ji	 通常の供給		備蓄で対 の場合)		半日 ・ 1日 ・	2日以上
医薬品の 使用状況	枯渇	備蓄で 対応中	ji	通常の供給		(備蓄で対 ロの場合)		半日 ・ 1日 ・	2日以上
		(具体的に不足の) (製造の) (〈ださい。) -			
手術可否		不可		可		人口透析可	<u></u>	不可	可

11 27 14 12 .	- 0														
共通様式1	-2 (2)					<i>∞ </i>		生₩88.2							
. =======						発信元	医	療機関名							
4 現在の患者	状況(数値	[を記人)													
実働病床数 ————						床			1						
発災後受け入れ		重症	(赤)				人	中等	症(黄)				人	
在院患者数			重症	(赤)				人	中等	症(黄)				人
5 今後、転院7	が必要な患	者数(数值	を記り	()											
重症度		(赤)				人	中等	症(黄)			人			
人工「	人工呼吸		人	酸素				担送				護送			人
 6 今後受け入	ーー ↓ れ可能な!!	長者数(数値	i を記	入)					l						
災害時の診療					数)							人			
重症度	別患者数		重症	(赤)				人	中等	症(黄)	,		人	
人工「	呼吸	'	人	酸素			J	担送	ž į		人	護送			人
- U+5744	`D T	ᆂᅑᄼᅼᄜ													
7 外来受付状					<u> </u>			+:1-	A 0 1.			T=1/	N 정시 및 스		
<i>ያ</i> ኑ <i>></i>	₭受付状況 	<u> </u>	受付不可			救急のみ 			1.800			の通り受付			
時間帯	1		時			Ē	分 ~				分				
時間帯	2		時			Ŧ	分 ~				分				
時間帯	3				탡	ŧ	分 ~ 昨			時 分					
8 職員数	1								1						
医師総数		人		MAT 師数				DMAT 護師数		人		務調整 員数		人	
			出勤	医師数	,				人(内	DMAT	隊員	数	人)		
	ł	出勤職員数	出勤]看護師	数				人(内	DMAT	隊員	数	人)		
			その	他出勤	人数	:	人 (内、DMAT隊員数					数	人)		
9 その他(アク	カス状況等	车 特記重τ	百を記	はしてく	′ださ	LX)									
<u> </u>	E / 1/1/1/1-	寸、1寸此子 名	<u> 로 C DL</u>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1.0	U · ₀ /									
※EMISに入力						地保健医	療調	隆本部又(は保健医	療調整に	本部(こ報告し	てください。	(現地	!保
健医療調整本	部又は保優	建医療調整	本部で	で代行入	.力)	Ī		整理番号				 第	 号	\neg	
						-		受信者							•

共通梯	表式1-3		库 泰载	力雑活動。	犬況報告						
- **	= +		卢尔	又设力到1	人儿取口						
2000	信先					W-200205					
A	信元	医療機関名				担当			_		
B	時	平成	年 月	B	時		分 ————————————————————————————————————				
	対象期間		チェック時間	帯							
	<u>月 日</u>			0:00	-4:00		12:00	~16:00			
				4:00	~8:00		16:00	~20:00			
				8:00~	12:00		20:00	~24:00			
0 18 7	5. 佐去来/。	○ 叶眼带(L + + + 0	***		•	•				
区分	貝陽石剱(1 人数	の時間帯に受け入	れた忠者の人		t.#2 7 \				\neg		
赤	人数		順号(处位)	无】狄沈寺	rac <i>n)</i>		(治	計死亡者数 療待ち又は済 ⊂死亡)	台療		
黄	٨										
緑	٨										
黒	٨	受入時点で黒と判し	断した人数								
3 医病	从事老开记(現在活動中の人数	`				•				
		看護師	歯科医	師	薬剤師	7	の他医療職員	事務聯	員		
4 復宗	老の受けなる	1 1可能数(概数で可)									
	傷者	中等症者	軽症	者							
5 その	他(特記する	事項があれば記入し	てください。)								
					整理番号		第	号			
					受信者						

共通様式1-4 医療従事者等派遣 要請書 ■機関区分(区分の枠に番号を記入すること) ①救護所 ②二次救急病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤現地保健医療調整本部 ⑥保健医療調整本部 ⑦その他 月日時分 月日時分 月日時分 月 日 時 要請 要請 担当者 担当者 要請 担当者 担当者 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 月日時 <u>月日</u>時 月 日 時 月 日 時 分 連絡 連絡 連絡 担当者 担当者 担当者 担当者 参集場所 備考 必要人員 活動場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 医療従事者等派遣 応諾連絡所 市町村派遣人員 派遣場所 看護師 医師 歯科医師 薬剤師 その他医療職 事務職員 派遣期間 移動手段 医療従事者所属機関 月 日~ 月 日 現地保健医療調整本部派遣人員 派遣場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 移動手段 医療従事者所属機関 派遣期間 月 日~ 月 日 保健医療調整本部派遣人員 派遣場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 移動手段 医療従事者所属機関 派遣期間 月 日~ 月 日

共通様式1-5 重症患者受入要請書 兼 応諾連絡書 ■機関区分 (区分の枠に番号を記入すること) ①救護所 ②二次救急病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤現地保健医療調整本部 ⑥保健医療調整本部 ⑦その他 月 日 時 分 月日時分 月日時分 月 日 時 要請 要請 要請 担当者 担当者 担当者 担当者 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 分 月日時 月日時 月 日 時 月 日 時 連絡 連絡 連絡 担当者 担当者 担当者 担当者 備考 搬送手段の有無 要請元記載項目 応諾機関記載項目 調整機 受け入れ先 tag. 年齢 性別 氏 名 (トリアージ区分も記載) 関区分 医療機関 no. ※患者詳細情報(付表あり)

(付表)共道	通様式1 -5										
				細情報							
		(重症患者	等受力	入要請書に	に添付)						
送信先											
発信元	医療機関名	担当 電話 機関名									
日 時		年	月	日	時	分					
患者情報											
tag.no.	氏名					年齢	性別				
住所				トリアージ 実施日 時 刻	月	日	時	分			
トリアージ糸	ま果				黄タグ(中等症	Ē)					
傷病名											
精神疾患	有・無	診断名									
特記事項 (搬送·治療	上特に留意すべき事項)										
□挫迫	割 □ 打撲	□痛み	□ 出.	ф							
			ζ.		□ 体感の	D鋭的損傷					
	S¥	2			ロフレイ	ルチェスト					
	11	$/\lambda$	1		□ニか戸	所以上の長	管骨折				
# /	1:11.	///	1/	2	□骨盤電	骨折					
Tw Tw	The state of the s	Tew \	-/	M	□頭蓋帽	骨折					
					□四肢の	D轢断					
) ((1	L		☐ 15%J	以上の熱傷	、気道熱傷				
)(<i>y</i>		□ 四肢の	の麻痺					

共通様式1-6 物資等供給要請書 兼 応諾連絡書 ■機関区分 (区分の枠に番号を記入すること) ①救護所 ②二次救急病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤現地保健医療調整本部 ⑥保健医療調整本部 ⑦その他 月 日 時 分 月 日 時 分 月 日 時 分 月 日 時 要請 要請 要請 担当者 担当者 担当者 担当者 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 月日時分 月日時分 月日時分 月日時分 連絡 連絡 連絡 担当者 担当者 担当者 担当者 受渡し場所 備考 要請物資等 供給物資等 ⑤_{現地保健医療} ⑥保健医療 規格等 ④市町村 備考 品 名 数量 備考 調整本部 調整本部

共通様式	1-7											
				医療従事	者等	宇派遣	보 이	要詞	清書			
									1			
月	日 時	分			月	日	時	分		派遣希望 日数	月 日~	- 月日
佐賀県保領	建医療調整	荃本部		機関・ 団体名					要請 内容	チーム数		
担当者				担当者						活動内容		
参集場所				備考								
				医底没す	5 -1 2 -	本: [[]	生	r 5 =5	t =			
				医療従事	●白:	寺派江	E	応謀	吉			
佐賀県保 FAX : e−mail :	健医療詞	淍整本	部 あ	τ								
(機関・団	体名)							(担	3当者:	名)		
(連絡先)	Tel			Fa	ax					e-mail		
<u>,</u>		丁能期間	ī l	 派遣チ	-— <i>L</i>	の厚生	生(分類	野•人	数)	移動手段	食料・飲料	
————— 連絡先											水の準備	(寝袋含む)
リーダー											あり・	あり・
月	日~	月	日								なし	なし
連絡先											あり	あり
リーダー											なし	・ なし
月	日~	月	日									
連絡先											あり	あり
月	日~	月	日								なし	なし
連絡先											あり	あり
リーダー											なし	・ なし
月 連絡先	日~	月	日									
理船尤 リーダー											あり	あり
月	日~	——— 月	日								なし	なし
				名、看護師〇名	、薬	剤師C)名、事	事務 聙	(〇名な	l ど、派遣チームの	1 ひ職種内訳を	
その他連絡	事項											
					_		_					

<マニュアル2> 県保健福祉事務所の業務

1 保健福祉事務所の業務

(1) 災害時の保健福祉事務所の業務

災害時における医療対策として保健福祉事務所で特別に行う業務としては以下のものがある。

- ・EMISを活用したDMAT活動拠点本部(災害拠点病院)との連携による医療機関の被災状況等の情報収集及びその情報の医務課への報告
- ・管内市町や災害拠点病院等からの支援要請に対する保健医療調整本部(及び医務課・ 薬務課)との調整
- ・現地保健医療調整本部を設置した場合の地域災害医療コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターの現地保健医療調整本部等への出動要請
- ・現地保健医療調整本部の運営(各医療救護班の派遣先調整等を含む。)
- ・保健医療調整本部への状況報告等

なお、現地保健医療調整本部の運営要領は別途定められる。

- ア EMISを活用したDMAT活動拠点本部(災害拠点病院)との連携による医療機関の被災状況等の情報収集及びその情報の医務課への報告
 - ・保健福祉事務所は、医務課からEMISを災害モードへと切り替えたと連絡を受けた場合、管内の医療機関による入力状況を見ながら、未入力の医療機関等に連絡し、自ら入力できる場合は自ら入力、自ら入力できない状況にあるときは、共通様式1-1(代行入力:緊急時)・共通様式1-2(代行入力:詳細情報)により保健福祉事務所での入力依頼を受ける、又は聞き取りによる代行入力を実施する。
 - ・上記について、DMAT活動拠点本部との連携を密にとる必要がある場合、保健福祉 事務所からDMAT活動拠点本部が設置されている災害拠点病院へ通信手段を確保し たうえで人員を派遣する。
- イ 管内市町や災害拠点病院等からの支援要請に対する保健医療調整本部(又は医務課) との調整
 - ・保健福祉事務所は、要請を受けた内容を保健医療調整本部又は医務課等へ連絡する。
 - ・保健福祉事務所は、現地保健医療調整本部を立ち上げた場合には、現地保健医療調整 本部として保健医療調整本部へ連絡する。
 - ・なお、保健福祉事務所が管内市町及び災害拠点病院等と連絡を取る場合に、情報収集 すべき内容は以下のとおりである。

(市町の情報の例)

傷病者の見込み数、救護所の活動状況、支援要請内容(医療スタッフ、備品、医薬品、 輸血用血液、患者搬送、受入、搬送手段)等

(災害拠点病院等の情報の例)

医療機関の被災状況、手術・透析の可否、医療救護活動の状況(スタッフ・空床数等の院内状況)、支援要請(医療スタッフ、備品、医薬品、輸血用血液、患者搬送、受入、搬送手段)等

- ウ 現地保健医療調整本部を設置した場合の地域災害医療コーディネーター及び地域災害 薬事コーディネーターの現地保健医療調整本部等への出動要請
 - ・保健福祉事務所は、現地保健医療調整本部を設置した場合、あらかじめ医務課で調整した地域災害医療コーディネーター及び薬務課で調整した地域災害薬事コーディネーターの出動要請連絡順に従い、連絡を行う。

エ 現地保健医療調整本部の運営

- ・保健福祉事務所は、別途定められた運営要領に基づき、各医療救護班の派遣先調整等 の現地保健医療調整本部を運営するものとする。
- ・現地保健医療調整本部が被災地保健福祉事務所に設置された場合には、現地保健医療 調整本部はDMAT活動拠点本部にリエゾンを派遣して、情報共有に努めるものとす る。

オ 保健医療調整本部への状況報告等

・保健福祉事務所は、現地保健医療調整本部を設置した場合、定期的にその活動状況及 び収集した情報を保健医療調整本部へ報告するものとする。

(2) 地域災害医療コーディネーター

ア 地域災害医療コーディネーターは、現地保健医療調整本部において、適切な医療救護 活動を継続するための保健福祉事務所による調整を補助する。

具体的には、日本赤十字社の日赤救護班をはじめ、各種の医療救護チームが被災地域へ支援に入ってくることが予想されるが、それらの医療救護チームの活動場所等の調整に関して、保健医療調整本部の調整結果を踏まえ、現地保健医療調整本部と協議を行い、活動場所等を決定する。

(3) 地域災害薬事コーディネーター

ア 地域災害薬事コーディネーターは、現地保健医療調整本部において、円滑な医療救護活動 を図るため、地域災害医療コーディネーターを薬事的な立場からサポートします。

具体的には、保健福祉事務所管轄区域内の薬局の稼働状況等の情報収集や区域内の薬剤師 (支援薬剤師を含む)の配置調整のほか医薬品の需給調整などを行います。

2 医療救護活動についての情報収集と伝達

(1) 情報収集と対応

(情報の収集と更新)

ア 保健福祉事務所は、管内の市町災害対策本部や災害拠点病院及び二次救急病院(以下「市町災害対策本部等」という。)から医療救護に関する情報を共通様式1-3(医療救護活動状況報告)又はEMIS等により収集します。

また、収集した情報を整理し、整理した情報は医務課及び市町災害対策本部等へ伝達 します(医務課はこの情報を保健医療調整本部に伝達。)。また、この手順を繰り返し、 常に最新の情報に更新します。

イ 情報収集と伝達は、基本的にEMIS又はメール、若しくはファックスを使用します。 EMIS又はメール、若しくはファックスが使えない場合は防災行政無線等の可能な通 信手段を使って正確に聴き取り、伝達します。

(収集する情報)

ウ 保健福祉事務所は、管内の市町災害対策本部等から以下の情報を収集します。

(市町災害対策本部から)

- ・救護所の開設数及び開設場所、医師等参集職員数、医療救護対象者数
- ・市町による医療救護活動に係る不足人員(職種含む。)や不足医薬品等

(災害拠点病院から)

・医療救護活動の可否、院内状況(参集職員数、空床数、手術機能等、ライフライン、 医薬品等の在庫)、周辺の状況など

(二次救急病院から)

・医療救護活動の可否、院内状況(参集職員数、空床数、手術機能等、ライフライン、 医薬品等の在庫)

(入手情報への対応)

エ 市町災害対策本部等から支援要請があった場合は、管内市町の被災状況や医療救護活動の状況を踏まえ、必要に応じ保健医療調整本部等と調整を行ったうえで、支援対策を 速やかに策定し、その内容を要請元に伝達します。

(保健医療調整本部等からの情報の収集)

オ 保健医療調整本部等(保健医療調整本部及び医務課等の必要に応じた関係課を言う。 以下同じ。)からの情報は、被災の全体状況を把握し医療救護に役立つため、最新の情 報を確実に受け取ります。

- (ア) 他の保健福祉事務所の状況(活動状況、支援、要請情報)
- (イ) 災害拠点病院の状況(活動状況、支援・要請情報)
- (ウ) 国、他都道府県、日本赤十字社等の医療救護活動に関する情報

(2) 保健医療調整本部等への情報伝達

ア 保健福祉事務所は、収集・整理した情報を保健医療調整本部等に伝達します。

- イ 全ての情報がそろわなくても、判明済みの情報を速報として保健医療調整本部等に伝達し、その後に順次追加して伝達します。
 - (ア) 管内市町の医療救護活動の状況(救護所の開設数及び医師数など)
 - (イ) 災害拠点病院及び二次救急病院の院内状況及び空床数

(3) 市町災害対策本部への情報伝達

- ア 保健福祉事務所は、管内の市町の求めに応じて医療救護活動に必要な情報を伝達します。
 - (ア) 県内市町の医療救護活動の状況
 - (イ) 災害拠点病院、二次救急病院の状況及び空床数
 - (ウ) 医薬品等の県内の在庫状況
 - (I) 県外からの支援の情報
 - (オ) その他必要な情報

(4) 広報

ア 県としての広報は、原則として災害対策本部が一括して行います。

3 市町災害対策本部等からの支援要請への対応

(1) 対応の流れ

- ア 保健福祉事務所は、整理した情報を基に、管内の医療救護体制による対応の可否を判断します。
- イ 保健福祉事務所は、市町災害対策本部等からの医療従事者等の派遣要請等を整理し、 管内の医療救護体制で対応可能な場合は、支援可能な市町や災害拠点病院への要請を共 通様式1-4によって行います。
- ウ 管内の医療救護体制では対応しきれない場合には、イに加えて保健医療調整本部に支援を要請します。
- エ 要請先からの応諾の回答が得られない場合は、イ~ウを繰り返します。応諾の回答を

得るまで時間を要する場合は、要請元に状況を連絡します。

オ 支援要請先から応諾があった場合は、支援要請元の市町災害対策本部等にその旨を伝達します。

(2) 重症患者の搬送要請への対応

(基本的な対応)

- ア 市町災害対策本部等から共通様式1-5(重症患者等受入要請書)によって重症患者受入 の要請があった場合は、地震発生直後から収集・整理している管内の災害拠点病院や二 次救急病院の空床情報を基に、適切な受入病院を選択し、順次収容を依頼します。
- イ 応諾の回答を得るまで依頼を繰り返し、応諾の回答を得た場合は、要請元の市町災害 対策本部等に伝達します。

(搬送手段の調達が必要な場合)

- ウ 搬送手段は、要請元の市町災害対策本部等で確保するものとしますが、市町災害対策本部等で確保できない場合は、保健福祉事務所においてDMAT等の協力も得ながら搬送手段を確保します。
- エ 保健福祉事務所においても搬送手段の確保が不可能な場合は、保健医療調整本部に搬送手段の確保を要請します。

(保健福祉事務所管内の体制では対応できない場合)

オ 保健福祉事務所管内に収容可能な医療機関がない場合は、共**通様式1-5**により、保健医療調整本部に収容可能な医療機関の確保について要請します。

(3) 医薬品等の供給要請への対応

- ア ア 保健福祉事務所は、市町災害対策本部等から医薬品等の供給要請があったときは、 様式Aにより保健医療調整本部に医薬品等の供給を要請します。
- イ 保健福祉事務所は、保健医療調整本部による医薬品等の供給についての調整の結果、 保健医療調整本部からの応諾を得ることができれば、応諾内容を**様式A**により、要請元 の市町災害対策本部等に連絡します。
- ウ 要請元の市町対策本部等が指定場所まで医薬品等を受け取りに行くことが難しい場合 は、輸送手段の確保のための調整を保健医療調整本部の協力を得ながら行います。

4 保健医療調整本部から要請を受けた時の対応

(1) 保健医療調整本部から保健福祉事務所へ要請を行う場合

- ア 被災地域の保健福祉事務所を支援するため、被災地域外の保健福祉事務所に対して保 健医療調整本部から支援要請を行う場合は、以下のとおりである。
 - ・重症患者の受入要請
 - ・被災地域の保健福祉事務所への職員派遣要請

(2) 重症患者の受入要請

- ア 保健医療調整本部から重症患者の受入要請を受けた保健福祉事務所は、要請の内容を 記録するとともに、早期に受入が可能な医療機関を選定し、順次当該医療機関へ受入要 請を行います。
- イ 受入要請を行った医療機関からの応諾の回答又は受入不可能の回答を受理した場合は、 その内容を記録します。
- ウ 受入要請を行った医療機関からの応諾の回答を得た場合は、その内容を保健医療調整本部に伝達します。
- エ 当該保健福祉事務所管内での受入が困難と判断されるときは、その旨、保健医療調整本部に伝達します。
- オ 受入要請を行った医療機関からの回答内容を整理し、保健福祉事務所管内の空床数の 最新情報を市町災害対策本部、保健医療調整本部、災害拠点病院等の関係機関に連絡し 情報の共有化を図ります。

(3) 被災地域の保健福祉事務所へ職員派遣要請

- ア 保健医療調整本部から被災地域の保健所への職員派遣要請を受けた保健福祉事務所は、 当該保健福祉事務所で最低限継続すべき業務を考慮しつつ、派遣可能人数(職種、職位 を含む。)を回答する。
- イ 保健医療調整本部は、職員派遣要請をした保健福祉事務所から派遣可能人数(職種、職位を含む。)の回答を受理した場合は、その内容を記録するとともに、派遣先となる保健福祉事務所へ派遣人数(職種、職位を含む。)を伝達します。

5 その他の対応

(1) 市町災害対策本部が行う避難所の医療ニーズ調査等の支援

- ア 避難所の環境整備や避難者の傷病・健康の状態把握について、保健福祉事務所は、医療救護チームや「災害時健康危機管理支援チーム(以下、「DHEAT」という。)」と連携し、市町災害対策本部に協力するものとする。
- イ アの避難所の医療ニーズ調査等に関しては、「マニュアル10 避難所の医療ニーズ調査」 を参照し、避難所アセスメントシートを使用します。

< 共通様式 > 保健医療調整本部(県庁医務課含む。)、保健福祉事務所、市町、医療機関等の連絡に使用する様式

共通樣式 1-1	発災直後情報(代行入力依頼書)
共通様式 1-2	詳細情報(代行入力依頼書)
共通様式 1-3	医療救護活動状況報告
共通様式 1-4	医療従事者等派遣要請書・医療従事者等派遣応諾連絡書
共通様式 1-5	重症患者等受入要請書兼応諾連絡書(付表)患者詳細情報
共通様式 1-6	物資等供給要請書兼応諾連絡書

「様式A」(医薬品等供給要請書兼応諾連絡書)は、マニュアル15「医薬品等(輸血用血液製剤を含む)の供給及び薬剤師の派遣」に掲載

共通様	式1-	1							
				発災	直後情	報			
		(EMIS緊急	急時入	.力:代行	入力依頼	書)		
送 信	先								
		医療機関名				担当	当		
発信	元	電話番号				FAX番号	号		
		メールアドレス							
日	時		年	月	B	E		分	
1 医療機	幾関機能	と情報(該当項目を	-〇で囲って	ください。	。)				
		、または倒壊のお						有	無
		プライ状況 ご使用時は、供給「	無」または「	不足」を	選択してくた	: さい。)			
	の通常							無	有
水の	通常の	供給						無	有
医療	ガスの:	不足						不足	充足
医薬	品•衛生	上資機材の不足						不足	充足
多数患者	香の受診	>						有	無
職員の不	下足							不足	充足
2 その他	也(上記.	以外で支援が必要	な理由があ	れば記	入してください	, \ ,)	•		
				,		•			
		きない場合は、こ 医療調整本部又は				調整本部又は	は保健医療	·調整本部(に報告してくださ
					整理	番号		第	号
					受付	信者			

共通様式	1-2	1							
				詳細情	報	第	報		
			(E	IMS詳細	1入力:	代行入力	依頼書	‡)	
送信	先								
		医療機関名				担当			
発信	元	電話番号			F	AX番号			
В	時			年	月	B		時 分	
1 施設の倒	壊、また	は倒壊のおそれ	h(該	当項目をO ⁻	で囲ってく	(ださい。)			
入院施設		有		無		救急外来		有	無
一般外来		有		無		手術室		有	無
2 ライフライ	イン・サプ	ライ状況(該当	項目を	₹○で囲って	ください。)			
電気の 使用状況	停電中	発電機 使用中		正常		:電機使用中)場合)		半日 · 1日 ·	2日以上
水道の 使用状況	枯渇	貯水・給水 対応中	井戸 使用 ロ			貯水・給水 中の場合)		半日 ・ 1日 ・	2日以上
医療ガスの	枯渇	供給の 見込無し		供給の 見込有り		(供給の見 しの場合)		半日 · 1日 ·	2日以上
使用状況	配管	で破損の有無	1	有無無					
食糧の 使用状況	枯渇	備蓄で 対応中	通	通常の供給		(備蓄で対 ロの場合)		半日 ・ 1日 ・	2日以上
医薬品の 使用状況	枯渇	備蓄で 対応中	通	通常の供給		(備蓄で対 ロの場合)		半日 · 1日 ·	2日以上
		(具体的に不足 <u>該当項目を〇</u>				(ださい。) ¯			T
手術可否		不可		可		人口透析可	否	不可	可

共通様式1-2 ②										
, ., <u>_</u> .,, .		発信元	医療機関名							
4 現在の患者状況(数値を記入))									
実働病床数		床								
発災後受け入れた患者数	重症 (赤)		人	中等症 (黄)		人			
在院患者数	重症 (赤)		٦.	中等症(黄)		人			
5 今後、転院が必要な患者数(数)	数値を記入)									
重症度別患者数	重症 (赤)		人	中等症 (黄)		۸			
人工呼吸	人酸素		人 担送		人 護送		. .			
6 今後受け入れ可能な患者数(数値を記入)				·					
災害時の診療能力(災害時の受	け入れ重症患者数)				٨					
重症度別患者数	重症 (赤)		人	中等症 (黄)		٨			
人工呼吸	人酸素	•	人 担送		人 護送					
7 外来受付状況及び外来受付	 幸問				•					
外来受付状況	受付不	「可	救	急のみ	下記(の通り受付				
時間帯 1	B	寺 分	~		 分		_			
時間帯 2	B	寺 分	~	時	分					
時間帯 3		寺 分	~		分					
8 職員数										
医師総数	人 人 医師数	人	DMAT 看護師数	,	業務調整 員数		J			
	出勤医師数			人(内、DMAT	隊員数	人)				
出勤職。	員数 出勤看護師数			人(内、DMAT	隊員数	人)				
	その他出勤人数	女		人(内、DMAT	隊員数	人)				
9 その他(アクセス状況等、特記	3事項を記入してくださ	زر،。)								
※EMISに入力できない場合は、この様式に記入し、現地保健医療調整本部又は保健医療調整本部に報告してください。(現地保										
健医療調整本部又は保健医療調	整本部で代行入力)		整理番号	,	 第	 号	7			
			受信者							

# 'A t	· (式1-3											
六进物	KIL 1 — 3		医療救護	活動状況報告								
:¥	信先											
新	信元	医療機関名			担当							
B	時	平成 年	月	日 時		分						
	対象期間		チェック時間帯		1							
	月 日			0:00~4:00		12:00	~16:00					
				4:00~8:00		16:00	~20:00					
				8:00~12:00		20:00	~24:00					
2 平 1	鱼 傻	の時間帯に受け入れ	た串老の1巻)			_						
区分	人数	の時間帯に支げ入れ	備考(処置完了)	犬況等を記入)								
赤	, ,		3 (7)	, (10)		(治	†死亡者数 療待ち又は治療 ⊂死亡)					
黄	٦.											
緑	人											
黒	人	受入時点で黒と判断	した人数									
3 医療	従事者状況((現在活動中の人数)										
	医師	看護師	歯科医師	薬剤師	7	の他医療職員	事務職員					
4 傷病:	者の受け入れ	れ可能数(概数で可)			•							
	傷者	中等症者	軽症者									
5 その	他(特記する	事項があれば記入して	てください。)									
				整理番号	1	第	号					
				受信者		- 42						

共通様式1-4 医療従事者等派遣 要請書 ■機関区分(区分の枠に番号を記入すること) ①救護所 ②二次救急病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤現地保健医療調整本部 ⑥保健医療調整本部 ⑦その他 月日時分 月日時分 月日時分 月 日 時 要請 要請 担当者 担当者 要請 担当者 担当者 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 月日時 <u>月日</u>時 月 日 時 月 日 時 分 連絡 連絡 連絡 担当者 担当者 担当者 担当者 参集場所 備考 必要人員 活動場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 医療従事者等派遣 応諾連絡所 市町村派遣人員 派遣場所 看護師 医師 歯科医師 薬剤師 その他医療職 事務職員 派遣期間 移動手段 医療従事者所属機関 月 日~ 月 日 現地保健医療調整本部派遣人員 派遣場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 移動手段 医療従事者所属機関 派遣期間 月 日~ 月 日 保健医療調整本部派遣人員 派遣場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 移動手段 医療従事者所属機関 派遣期間 月 日~ 月 日

共通様式1-5 重症患者受入要請書 兼 応諾連絡書 ■機関区分 (区分の枠に番号を記入すること) ①救護所 ②二次救急病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤現地保健医療調整本部 ⑥保健医療調整本部 ⑦その他 月 日 時 分 月日時分 月日時分 月 日 時 要請 要請 要請 担当者 担当者 担当者 担当者 機関名 区分 機関名 区分 機関名区分 機関名 区分 分 月日時 分 月日時 月 日 時 月 日 時 連絡 連絡 連絡 担当者 担当者 担当者 担当者 備考 搬送手段の有無 要請元記載項目 応諾機関記載項目 調整機 受け入れ先 tag. 年齢 性別 氏 名 (トリアージ区分も記載) 関区分 医療機関 no. ※患者詳細情報(付表あり)

(付表)共記	通様式1 -5							
		患	者詳	細情報				
		(重症患者	等受.	入要請書	に添付)			
送信先								
発信元	医療機関名			担当		電話		
日 時		年	月	B	時	分		
患者情報								
tag.no.	氏名					年齢	性別	
住所				トリアージ 実施日 時 刻	月	日	時	分
トリアージ糸	吉果 赤タグ (重症))] 黄タグ(中等	症)		
傷病名								
精神疾患	有・無	診断名						
特記事項 (搬送·治療	上特に留意すべき事項)							
□ 挫;	創 □ 打撲	□痛み	□出	ш				
			ζ,		□体感	の鋭的損傷		
	ŠĚ				ロフレイ	イルチェスト		
)· ·//	λ	1		□ニか	所以上の長	管骨折	
# /		3//	1/	10	□骨盤	骨折		
- W	Time I	Sew \	-/	m	□頭蓋	骨骨折		
		16			□四肢	の轢断		
) ((1/	1		□ 15%	以上の熱傷	、気道熱傷	
		7(□四肢	の麻痺		

共通様式1-6 物資等供給要請書 兼 応諾連絡書 ■機関区分 (区分の枠に番号を記入すること) ①救護所 ②二次救急病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤現地保健医療調整本部 ⑥保健医療調整本部 ⑦その他 月 日 時 分 月 日 時 分 月 日 時 分 月 日 時 分 要請 要請 要請 担当者 担当者 担当者 担当者 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 月日時分 月日時分 月日時分 月日時分 連絡 連絡 連絡 担当者 担当者 担当者 担当者 受渡し場所 備考 要請物資等 供給物資等 ⑤_{現地保健医療} ⑥保健医療 規格等 ④市町村 備考 品 名 数量 備考 調整本部 調整本部

<マニュアル3> 災害拠点病院

1 災害拠点病院における対応手順

(1) 院内状況の調査

ア 災害拠点病院の管理者(以下「病院管理者」という。)は、災害拠点病院として医療 救護対象者の処置、受入が可能か否かを判断するため、次の項目を調査します。

物の被災状況

職員の状況(医師、看護師、薬剤師、他医療職、その他職員)

ライフラインの状況(電気、ガス、水、空調、その他)

手術機能等の状況 (手術機能、検査機能、病棟機能、給食機能)

病床状況(空床数、仮設ベッド数)

イ 二次被害の危険がないか、病院周辺の被害状況や道路状況等も把握します。

(2) 院内状況の報告

- ア 病院管理者は、災害が発生した場合、院内状況を調査して、EMISの「緊急時入力」 を行います。(可能な限り「詳細入力」も併せて行います。)
- イ 病院管理者は、EMISに接続できない場合、院内状況の調査結果及び医療救護活動の状況を、共通様式1-3(医療救護活動状況報告)を用いて、ファックス等により所轄の保健福祉事務所へ報告します。この場合、保健福祉事務所への報告に併せて代理入力の要請も行います。

EMISの「緊急時入力」及び「詳細入力」の代理入力は、県庁医務課又は保健福祉事務所、あるいはDMATで行うことが可能です。(共通様式1-1又は共通様式1-2を使用して代理入力を要請)

ウ 病院管理者は、院内状況に変化があった場合は、その都度保健福祉事務所に報告を行 い、EMISの入力情報を更新します。

(3) 処置・収容が行えないと判断した場合

ア 二次災害の危険がない場合

保健福祉事務所の協力を得て、早期に医療救護活動を開始できるよう、各種機能の復 旧活動を行います。

建物の損傷が著しく使用できないと判断した場合は、屋外に仮設診療スペースを設置 して医療救護活動を開始できるように努めます。

職員、医薬品等が不足している場合は、保健福祉事務所に支援を要請するとともに、 近隣の医療機関による応援を依頼します。

♥イ 二次災害の危険がある場合

火災・津波・崖崩れといった二次災害が発生する恐れのある場合は、直ちに入院患者 の避難誘導を行い、病院スタッフも早急に避難することとします。

2 医療救護活動

(1) 医療救護対象者の受け入れ準備

- ア 病院管理者は、予め定めている医療救護活動に関する防災計画(以下「院内計画」という。)に沿って、参集した職員の役割分担を行い、人員を配置していきます。
- イ 病院管理者は、院内計画に沿って、受付、トリアージエリア、診療エリア、入院患者 収容エリア、遺体仮安置場所、職員等の待機場所等の配置を行い、可能であれば見取り 図を作成し院内関係者に周知します。
- ウ 医療救護対象者には、二次救急病院等から搬送されてくる重症・中等症患者と自力で 来院してくる患者があり、併せて対応する必要があります。
- エ 二次救急病院等からの搬送患者の受入れ要請は、原則として保健福祉事務所からなされますが、場合によっては二次救急病院等から直接連絡がなされることもあります。
- オ 医療救護活動に必要な支援に当たり、医療従事者の派遣要請は共通様式1-4、重症患者 等の受入要請は共通様式1-5、物資等の供給要請は共通様式1-6、医薬品等の供給要請は 様式Aにより保健福祉事務所(保健福祉事務所へ連絡がつかない場合は県庁医務課)に 要請します。

(2) 災害拠点病院の運営

- ア 災害拠点病院内で行った医療救護活動に係る次の事項を記録し、定期的に保健福祉事 務所及び病院内に設置される広報窓口に報告します。
 - ・当該病院に支援に入った医療チーム等の名簿
 - ・当該病院で取り扱った傷病者名簿(疾病状況、搬送先を明記します。)
 - ・当該病院からの支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、相手氏名
 - ・当該病院からの支援要請に対する諾否、支援の内容、回答時刻等
- イ 二次救急病院又は他の災害拠点病院から搬送されてくる医療救護対象者はトリアージ タッグが付いているのでそこから患者情報を確認し名簿を作成し、また、収容機関とし て改めてトリアージを行います。
- ウ トリアージタッグが付いていない場合は、受付番号、医療救護対象者の住所、氏名、 年齢、性別、搬送元、負傷場所等を確認し、トリアージタッグを作成します。
- エ 搬入時に既に死亡している者及び当該病院で死亡した者は、速やかに遺体仮安置場所に移します。またトリアージの結果、蘇生の可能性がないと判断された者(死亡群)はあらかじめ定めた収容場所に収容します。

- オ 診療はトリアージの区分(赤:最優先治療群、黄:待機的治療群、緑:保留群)ごとに実施します。二次救急病院又は他の災害拠点病院から搬送されてくる医療救護対象者は、原則として最優先治療群(重症者)と待機的治療群(中等症者)です。直接来院してくる医療救護対象者も含めて、緊急度の高い順に診療を実施していきます。なお、被害の状況によっては、最優先治療群への処置の優先順位を下げなければならない場合も考えられます。
- カ 待機的治療群の治療は、最優先治療群の傷病者への対応が完了してから行います。しかし、待機中に症状が悪化し待機的治療群から優先的治療群になる場合がありますので、 バイタルサインや身体所見の変化に細心の注意が必要です。
- キ 当該病院の医療機能では対応が困難な医療救護対象者については、基幹災害拠点病院 等(広域医療搬送適用患者にあっては広域医療搬送拠点のSCU)に搬送します。搬送 先の手配については共通様式1-5により保健福祉事務所に要請します。

(3) DMAT活動拠点本部との連携

- ア 日本DMAT活動要領により、DMATの病院支援及び現場活動等の拠点機能であるDMAT活動拠点本部を災害拠点病院に設置することを想定しているため、病院管理者は、DMAT活動拠点本部が当該病院内に設置される場合は、スペースの提供等可能な範囲で協力します。
- イ 病院管理者は、DMAT活動拠点本部の本部長(統括DMAT)を確認して、連携体制を構築します。
- ウ 病院支援に入る D M A T は当該病院管理者の指揮下に入るので、病院管理者は、病院 支援に入った D M A T を積極的に活用します。
- エ 病院管理者は、効果的な病院支援を受けるために、院内状況や周辺の関係施設及び地理情報等、必要と思われる情報提供をDMAT活動拠点本部に行います。
- オ 病院管理者は、平時から D M A T 活動拠点本部の設置を想定して、設置に必要な用意 をしておくことで災害時にスムーズな受援が可能となります。

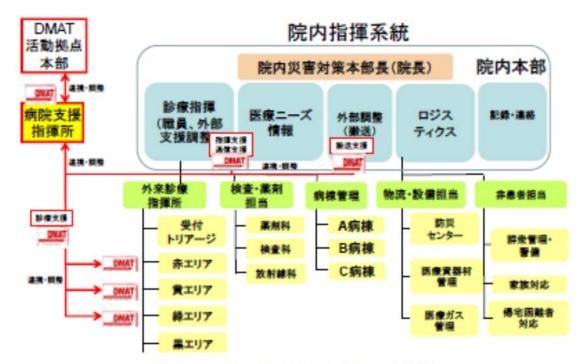


図 3-1 DMAT 活動拠点本部との連携図

3 医療搬送(送り出し)への対応

(1) 医療搬送(送り出し)要請の連絡

ア 病院管理者は、当該病院での対応能力を超えると見込まれる場合、その時点の**医療搬送適用患者**のうちから医療搬送必要人員を選定し(不搬送基準のチェックも併せて実施します)、対象となる者の症状等の情報を含め**共通様式1-5**により保健福祉事務所へ医療搬送の要請を行います。

なお、その際、DMATが在院している場合は、DMATと協力して医療搬送適用患者の選定を行います。

イ アの要請を受けた保健福祉事務所等による派遣先調整を踏まえ、医療搬送実施に関す る連絡があります。

(2) SCUへの搬送患者の決定

- ア 原則として、DMAT佐賀県調整本部が、県内の災害拠点病院から報告を受けた医療搬送適用患者の中から、優先順位をつけてSCUへの搬送患者を決定し、それぞれの災害拠点病院又は災害拠点病院に設置しているDMAT活動拠点本部等に連絡します。
- イ SCUへの搬送が決定された患者に対して、病院管理者は、速やかに以下の(3)の 作業を行います。

(3) 医療搬送カルテの作成

- ア 災害拠点病院の医師は、選定した医療搬送適用患者のうち、SCUに搬送することが 決まった患者については、**医療搬送カルテ**を作成します。
- イ DMATが当該病院で活動していれば、DMATと協力して、又はDMATに委ねて **医療搬送カルテ**を作成します。

医療搬送カルテをはじめ必要な様式は、EMISのDMAT関連資料のメニューにある「関連様式」に掲載されています。

ウ 作成した医療搬送カルテは、医療搬送適用患者と一緒にSCUへ引き継ぐため、コピーをするなどして記録の保管には十分留意します。

4 遺体検案所への搬送

- ア 災害拠点病院に搬入されたときに既に死亡している者及び当該病院で死亡した者は、 病院内の遺体仮安置場所に一旦安置し、所轄警察署にその旨を届け出ます。
- イ 遺体は、所轄警察署の指示に基づき、市町の指定する遺体検案所に搬送します。
- ウ 遺体の検案等は、原則として、市町が指定する遺体検案所において警察の指示により 実施されます。

5 広報

(1) 広報窓口の設置

ア 医療救護活動に支障を来さないように、医療救護対象者の家族や報道機関からの問い 合わせに応じる広報窓口を設置します。

(2) 医療救護対象者の親族への対応

- ア 広報窓口担当者は、既入院患者及び来院又は搬送され収容している医療救護対象者に 関する情報の照会に応じます。
- イ 他の病院又はSCUに転送若しくは搬送した医療救護対象者のリストや遺体検案所に 搬送した者のリストを掲示します。

(3) 報道機関への対応

- ア 広報窓口担当者は、報道機関に対して情報提供、取材の受付を行います。
- イ 報道機関の取材に対しては、広報窓口担当者も必ず立会い、医療救護対象者のプライ バシーの保護、医療救護活動への阻害防止を行います。
- ウ 広報窓口担当者は、当該病院に関する誤報があった場合には、直ちに当該報道機関に 対して訂正を申し入れます。

< 共通様式 > 県庁医務課、保健福祉事務所、市町、医療機関等の連絡に使用する様式

共通様式 1-1	発災直後情報(代行入力依頼書)
共通様式 1-2	詳細情報(代行入力依頼書)
共通様式 1-3	医療救護活動状況報告
共通様式 1-4	医療従事者等派遣要請書・医療従事者等派遣応諾連絡書
共通様式1-5	重症患者等受入要請書兼応諾連絡書
	(付表)患者詳細情報
共通様式 1-6	物資等供給要請書兼応諾連絡書

「様式A」(医薬品等供給要請書兼応諾連絡書)は、マニュアル15「医薬品等(輸血用血液製剤を含む)の供給及び薬剤師の派遣」に掲載

共道	通様式1−	1				
		発	災直後情報			
		(EMIS緊急	寺入力 : 代行入力	」依頼	書)	
ì	送信先					
		医療機関名		担当	á	
	発信元	電話番号		FAX番号	-	
		メールアドレス				
	日 時	年	月 日	₽	寺 分	
1 万	三春機関機 負	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
		で、または倒壊のおそれ で、または倒壊のおそれ			有	無
	フライン・サ: 替手段での:	プライ状況 ご使用時は、供給「無」または「不足	- 足 !を選択してください	_)	l	
	電気の通常			<u> </u>	無	有
Ì	水の通常の	———————————— 供給			無	有
ľ	医療ガスの	——————————— 不足			不足	充足
Ī	医薬品•衛生	上資機材の不足			不足	充足
多数	想者の受診	:			有	無
職員	の不足				不足	充足
2 7	- の他(上記	以外で支援が必要な理由があれば	ず記入1.てください。)		1	
<u>- ,</u>		2/1 CAMO 2 2 00 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	BHD/10 C 1/2C - 5 /			
		きない場合は、この様式に記入し 医療調整本部又は保健医療調整 <i>本</i>		本部又は	は保健医療調整本部に	こ報告してくださ
			整理番号	1 7	第	号
			受信者			

				詳細情	報第	報		
					-		3)	
	 先		•				•	
		医療機関名			担当			
発信	元	電話番号			FAX番号			
		电印音与			1 7/1田 7			
日	時			年	月 日		時 分	
施設の倒	陸 また	・け倒陸のおそ	わ (転当	は頃日を○で	で囲ってください。)			
<u> </u>	142. 67.	有	10(10)	無	救急外来		 有	無
 -般外来		 有		無	手術室		 有	無
	7 N M I = .		せのむ		┃」 ^{™ 並} 施設の状況を記入し	ナノギナハ		700
<u>ライフ</u> ライ								
電気の		ライ状況(該当	<u>項目を</u> 		残り(発電機使用中		半日・1日・	2日以上
電気の 使用状況 水道の	停電中	発電機 使用中 貯水・給水	井戸	正常	残り(発電機使用中 の場合) 残り(貯水・給水		·	
電気の 使用状況 K道の	停電中枯渇	発電機 使用中 貯水・給水 対応中	井戸使用中	正常正常	残り(発電機使用中 の場合) 残り(貯水・給水 対応中の場合)		半日・1日・	2日以上
配気の 使用状況 K道の 使用状況 医療ガスの	停電中	発電機 使用中 貯水・給水	井戸使用中	正常	残り(発電機使用中 の場合) 残り(貯水・給水		·	2日以上
電気の 使用状況 K道の 使用状況 医療ガスの	停電中 枯渇 枯渇	発電機 使用中 貯水・給水 対応中 供給の	井戸使用中	正常 正常 供給の 引込有り	残り(発電機使用中 の場合) 残り(貯水・給水 対応中の場合) 残り(供給の見		半日・1日・	2日以上
電気の 使用状況	停電中 枯渇 枯渇	発電機 使用中 貯水・給水 対応中 供給の 見込無し	井戸使用中	正常 正常 供給の 見込有り	残り(発電機使用中 の場合) 残り(貯水・給水 対応中の場合) 残り(供給の見		半日・1日・	2日以上
電東 の	停電中 枯渇 枯渇 配管	発使・給中 貯水・応 供込 有無 で中で 横が 備対 備対 備	井戸使用中	正常 正常 供給の 見込有り	残り(発電機使用中の場合) 残り(貯水・給水対応中の場合) 残り(供給の見込無しの場合) 残り(備蓄で対応中の場合) 残り(備蓄で対		半日 · 1日 · 半日 · 1日 ·	2日以上2日以上2日以上
電東 医東 医東 医東 医東 医東 医東 医東 医東 電	停枯枯枯、枯枯枯、枯枯、枯枯	発使・給中 財水・応 供込 供込 有 蓋応	井戸中 月 有 通 通	正常 供給の 引込有り 無常の供給	残り(発電機使用中 の場合) 残り(貯水・給水 対応中の場合) 残り(供給の見 込無しの場合) 残り(備蓄で対 応中の場合)		半日・1日・ 半日・1日・ 半日・1日・	2日以上2日以上2日以上
電東 医東 医東 医東 医東 医東 医東 医東 医東 電	停枯枯枯、枯枯枯、枯枯、枯枯	発使・給中 財水・応 供込 供込 有 蓋応	井戸中 月 有 通 通	正常 供給の 引込有り 無常の供給	残り(発電機使用中の場合) 残り(貯水・給水対応中の場合) 残り(供給の見込無しの場合) 残り(備蓄で対応中の場合) 残り(備蓄で対応中の場合)		半日・1日・ 半日・1日・ 半日・1日・	2日以上2日以上2日以上
電東 K 東 医東 S 東 医東 S 東 医東 S 東 医東 S 東 田 米 田 米 田 米 田 米 田 米 田 米 田 米 田 米 田 米 田	停枯枯枯、枯枯枯、枯枯、枯枯	発使・給中 財水・応 供込 供込 有 蓋応	井戸中 月 有 通 通	正常 供給の 引込有り 無常の供給	残り(発電機使用中の場合) 残り(貯水・給水対応中の場合) 残り(供給の見込無しの場合) 残り(備蓄で対応中の場合) 残り(備蓄で対応中の場合)		半日・1日・ 半日・1日・ 半日・1日・	2日以上2日以上2日以上
配表で表すで表すで表すで表すで表すでますでますでまずでまずでまずでまずでまずでまずでまずでまずでまずでまずでまずでまずでまずでまずでまずでまずでまずできずでまずでまずでまずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできずできず	停枯枯枯、枯枯枯、枯枯、枯枯	発使・給中 財水・応 供込 供込 有 蓋応	井戸中 月 有 通 通	正常 供給の 引込有り 無常の供給	残り(発電機使用中の場合) 残り(貯水・給水対応中の場合) 残り(供給の見込無しの場合) 残り(備蓄で対応中の場合) 残り(備蓄で対応中の場合)		半日・1日・ 半日・1日・ 半日・1日・	2日以上2日以上2日以上
電吏 と吏 全吏 医吏 下	停 枯 枯 枯 市 湯 配 湯 品	発使・給中 財水・応 供込 供込 有 蓋応	井用 男 有 通 通 してい	正常 供給ののり 無常の供給 常の供給 る医薬品を育	残り(発電機使用中の場合) 残り(貯水・給水対応中の場合) 残り(供の場合) 残り(供の場合) 残り(備蓄で合) 残り(備蓄で合) 残り(備蓄で合) えいてください。)		半日・1日・ 半日・1日・ 半日・1日・	2日以上2日以上2日以上

共通様式1-2	2 2																	
						発信元	[医療	機関名									
4 現在の患者状況	況(数値を記入)					I											
実働病床数						床												
発災後受け入れた	≿患者数		重症	(赤)					人	4	中等症	(黄))					人
在院患者数			重症	(赤)		人 中等症(黄)										人		
5 今後、転院が必	必要な患者数(数値る	を記 <i>フ</i>	()														
重症度別	患者数		重症	(赤)					人	╡	中等症	(黄))				人	
人工呼吸	及		人	酸素				人	担送				人	護送				人
6 今後受け入れる	可能な患者数(数值	を記え	ሊ)														
災害時の診療能力	カ(災害時の受	け入	れ重		数)									人				
重症度別	患者数		重症	(赤)					人	4	中等症	(黄))				人	
人工呼吸	ይ		人	酸素				人	担送				人	護送				人
7 从立至什件四	ᇝᄯᆔᇴᇴᄼ	土日日																
7 外来受付状况。 外来受	付状況	受付不可						急のる				下記(の通り	 J受付				
 時間帯 1			<u> </u> 			 分		~	В		:	 分						
—————— 時間帯 2			 時			分		~	В		:	分						
時間帯 3					時		分		~	В		:	—— 分					
8 職員数	l l																	Į
医師総数		人		MAT 師数			人		MAT 蒦師数			人		務調整 員数			人	
			出勤	医師数	Ţ					人((内、D	МАТ	隊員:	数	ر	()		
	出勤職	員数	出勤	看護師	i数					人((内、D	МАТ	隊員:	数	ر	()		
			その	他出勤	人数					人((内、D	MAT	隊員:	数	ر	()		
9 その他(アクセ)	ス状況等、特証	事項	を記	入してく	くださ	い。)												
]
	※EMISに入力できない場合は、この様式に記入し、現地保健医療調整本部又は保健医療調整本部に報告してください。(現地保 建医療調整本部又は保健医療調整本部で代行入力)																	
健医療調整本部プ	メは保健医療 記	が経す	い船名	:代行入	力)		1	東	と理番号		$\overline{}$			 第	号			1
									受信者									

共通樹	€式1−3		医療救護	集活動物	大況報告						
,44	<i>E</i> #			Z/LI 397 1	СИСТА II						
	信先										
务	信元	医療機関名				担当					
日	時	平成	年 月	日	時		分				
	対象期間		チェック時間帯								
	月 日			0:00~	4:00		12	2:00~16:00			
				4:00~	8:00		16	6:00~20:00			
				8:00~	12:00		20	0:00~24:00			
2 巫 7 ·	各 佢	の時間帯に受け入れ	1た忠老の人物)								
区分	人数	の時間帯に支げ入れ	備考(処置完了	状況等を	記入)						
赤	Д							累計死亡者(治療待ち又中に死亡)			
黄	Д	۸									
緑	人										
黒	人	受入時点で黒と判断	行した人数								
2 医病	従事老壮识 ((現在活動中の人数)									
	医師	看護師	歯科医師		薬剤師	7	の他医療職	よ員 事	務職員		
4 復席	老の受けなる	・ 1可能数(概数で可)									
	傷者	中等症者	軽症者								
5 その	他(特記する	事項があれば記入し	てください。)								
					4						
				<u> </u>	整理番号	;	第		号		
					受信者						

共通様式1-4 医療従事者等派遣 要請書 ■機関区分(区分の枠に番号を記入すること) ①救護所 ②二次救急病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤現地保健医療調整本部 ⑥保健医療調整本部 ⑦その他 月日時分 月日時分 月日時分 月 日 時 要請 要請 担当者 担当者 要請 担当者 担当者 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 月日時 <u>月日</u>時 月 日 時 月 日 時 分 連絡 連絡 連絡 担当者 担当者 担当者 担当者 参集場所 備考 必要人員 活動場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 医療従事者等派遣 応諾連絡所 市町村派遣人員 派遣場所 看護師 医師 歯科医師 薬剤師 その他医療職 事務職員 派遣期間 移動手段 医療従事者所属機関 月 日~ 月 日 現地保健医療調整本部派遣人員 派遣場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 移動手段 医療従事者所属機関 派遣期間 月 日~ 月 日 保健医療調整本部派遣人員 派遣場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 移動手段 医療従事者所属機関 派遣期間 月 日~ 月 日

共通様式1-5 重症患者受入要請書 兼 応諾連絡書 ■機関区分 (区分の枠に番号を記入すること) ①救護所 ②二次救急病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤現地保健医療調整本部 ⑥保健医療調整本部 ⑦その他 月 日 時 分 月日時分 月日時分 月 日 時 要請 要請 要請 担当者 担当者 担当者 担当者 機関名 区分 機関名 区分 機関名区分 機関名 区分 分 月日時 月日時 月 日 時 月 日 時 連絡 連絡 連絡 担当者 担当者 担当者 担当者 備考 搬送手段の有無 要請元記載項目 応諾機関記載項目 調整機 受け入れ先 tag. 年齢 性別 氏 名 (トリアージ区分も記載) 関区分 医療機関 no. ※患者詳細情報(付表あり)

(付表)共資	. 通様式1-5							
		見	島者詳	細情報				
		(重症患	者等受.	入要請書に	に添付) 			
送信先								
発信元	医療機関名			担当		電話		
日 時		年	月	日	時	分		
患者情報								
tag.no.	氏名					年齢	性別	
住所				トリアージ 実施日 時 刻	月	В	時	分
トリアージ結	吉果 赤タグ (重症)				黄タグ(中等组	走)		
傷病名								
精神疾患	有・無	診断名						
特記事項 (搬送・治療	上特に留意すべき事項)							
□ 挫〕	創 □ 打撲	□痛み	口出	ш				
)		□体感の	の鋭的損傷		
	SEZ	5	2		ロフレイ	ルチェスト		
		$/\lambda$	1		□ニか戸	所以上の長	管骨折	
	//\ .	///	1/		□骨盤付			
- W	1 1	(w)	_/	m	□頭蓋伽	骨折		
		16		士	□四肢の	の轢断		
) () (1	1	#	□ 15%J	以上の熱傷	、気道熱傷	
		7			□四肢の	の麻痺		

共通様式1-6 物資等供給要請書 兼 応諾連絡書 ■機関区分 (区分の枠に番号を記入すること) ①救護所 ②二次救急病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤現地保健医療調整本部 ⑥保健医療調整本部 ⑦その他 月 日 時 分 月 日 時 分 月 日 時 分 月 日 時 要請 要請 要請 担当者 担当者 担当者 担当者 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 月日時分 月日時分 月日時分 月日時分 連絡 連絡 連絡 担当者 担当者 担当者 担当者 受渡し場所 備考 要請物資等 供給物資等 ⑤_{現地保健医療} ⑥保健医療 規格等 ④市町村 備考 品 名 数量 備考 調整本部 調整本部

<マニュアル4> DMAT(災害派遣医療チーム)

> DMATとは

大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災地域に迅速に駆けつけ、救急治療や病院 支援等を行うための専門的な訓練を受けた医師、看護師、業務調整員(医師、看護師以外 の医療職員又は事務職員)で構成される医療チームです。このうち、本県の医療機関のチ ームを佐賀DMATと呼びます。

▶ このマニュアルの取扱い

このマニュアルは、佐賀県で災害が発生した場合の県内での医療救護活動の指針となる ものですが、県が別途定める佐賀県災害派遣医療チーム(佐賀DMAT)運営要綱等及び国が 定める日本DMAT活動要領と相違がある場合は、これらの要綱等及び要領を優先します。

1 DMATの概要

(1) DMATの活動

- ア 病院支援 災害拠点病院、二次救急病院等多くの傷病者に対応する医療機関からの 情報発信、当該病院でのトリアージや診療の支援、広域医療搬送のための トリアージを実施します。
- イ 地域医療搬送 県又は市町が実施する域内での搬送(災害現場又は救護所から被災地域 内の医療機関へ、被災地域内の医療機関から近隣地域の医療機関へ、被災 地域内の医療機関からSCUへの患者搬送)の支援を実施します。
- ウ 現場活動 災害現場又は救護所等におけるトリアージ、救急治療等を実施します。
- 工 保健医療調整本部支援 保健医療調整本部内における DMAT調整本部の設置を通じ、 保健医療調整本部の運営補助を行います。また、災害時に県が配 置する県・地域災害医療コーディネーターの活動を支援します。

(2) DMATの活動拠点

DMATは、DMAT調整本部や活動拠点本部を設置し活動します。病院に支援に入る場合は、当該病院管理者の指揮下に入り、病院スタッフと協力して支援活動を行います。また、このうち、下記ア~ウの本部等には、必要に応じて日本DMAT事務局の要員、県内外の統括DMAT、DMATロジスティックチームが支援に入ることがあります。

ア DMAT佐賀県調整本部(保健医療調整本部内に設置)

被災地域内に設置された各DMAT活動拠点本部間の調整を行う拠点であり、統括DMATが調整本部責任者となります。統括DMATが県災害医療コーディネーターである場合には、県災害医療コーディネーターを兼務することとなります。

イ DMAT活動拠点本部(災害拠点病院に設置)

DMATの病院支援及び現場活動等の指揮・調整を行います。先着した統括DMAT が責任者となりますが、先着したDMATに統括DMATがいない場合は、統括DMA Tが到着するまで先着したDMATの医師が責任者として活動します。

ウ DMAT病院支援指揮所(各医療機関に設置)

当該医療機関に参集したDMATが行う病院支援活動の指揮を行います。

エ DMAT現場活動指揮所(災害現場周辺に設置)

DMATの現場活動の指揮を行います。

オ DMAT·SCU指揮所(航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)に設置)

DMATが行う広域医療搬送活動等の指揮及び調整を行います。先着した統括DMATが責任者となりますが、先着したDMATに統括DMATがいない場合は、統括DMATが到着するまで先着したDMATの医師が責任者として活動します。

なお、佐賀県では常設のSCUを設けていない状況にあり、当面は、災害初期においてはドクターへリ基地病院である佐賀大学医学部附属病院にSCUを設けるものとし、 災害の状況に応じて佐賀空港へ臨時のSCUを設置することを検討する。

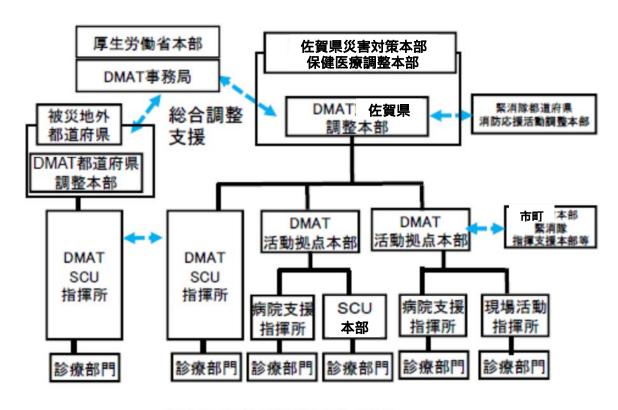


図 4-1 DMAT体制のイメージ図

(3) 佐賀DMATの整備状況

県内には、日本 D M A T 研修を修了したチームが26チーム(8病院)あります。 (平成31年1月1日現在)

県内 DMAT 配備状況

H31.1.1 現在

			Ð	見在の人員状況	?
	医師	看護師	調整員	隊員数	チーム数
好生館	12	13	7	32	6
佐大	8	12	7	27	6
日赤	3	6	4	13	3
嬉野	7	8	4	19	4
多久	3	6	3	12	3
伊万里有田	1	6	3	10	1
白石	1	6	3	10	1
鹿毛	2	5	3	10	2
指定医療機関外	1	2	2	5	1
合計	38	64	36	138	27

(4) 佐賀DMATへの待機及び出動要請

(佐賀DMATへの待機要請)

- ア 県又は厚生労働省(DMAT事務局)は、県内で地震その他の災害が発生しDMATの出動が必要となる可能性がある場合は、DMAT派遣のための待機を県内のDMAT 指定病院に要請します。
- イ 県内で、強い揺れの地震があった場合、津波警報(大津波)が発表された場合など、 大きな災害が予測されるときは、全てのDMAT指定病院は、県又は厚生労働省等から の要請を待たずにDMATの派遣のための待機を行います。

(佐賀DMATの出動要請)

ウ 県は、佐賀県災害派遣医療チーム(佐賀DMAT)運営要綱等に規定される基準も考慮のうえ、速やかに県内のDMAT指定病院に対してDMATの派遣を要請します。 また、DMATの出動要請を行った場合には、統括DMATに対し、別表に定めるところにより県庁への出動を要請します。

(県内統括DMATの県庁への出動要請連絡順)

順位	医療機関名				
	佐賀大学医学部附属病院				
	佐賀県医療センター好生館				
	佐賀大学医学部附属病院				
	白石共立病院				
	やよいがおか鹿毛病院				
	嬉野医療センター				
	唐津赤十字病院				
	伊万里有田共立病院				

統括DMAT個人へではなく、医療機関への要請とし、要請を受けた医療機関において派遣者を調整検討のうえ、県へ派遣の可否を回答する。

初期は、県庁最寄りの佐賀大学医学部附属病院及び佐賀県医療センター好生館を優先する。 以降は、県庁から近い順とし、派遣対応できない場合は、次の順位に打診する。(主な被 災地所管の災害拠点病院は除外する。)

佐賀県災害派遣医療チーム(佐賀DMAT)運営要綱での出動要請規定

佐賀DMATの出動基準は、次のいずれかの場合とする。

地震などの自然災害や大規模交通事故等により、局地的に30名以上の傷病者が 発生した場合又は発生が見込まれる場合

佐賀県災害派遣医療チームが出動し対応することが効果的であると認められる場合として、別に定める基準に該当する場合

佐賀DMAT運営要綱実施細則での出動要請規定

運営要綱第6条第1項第2号の規定による別に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事故等により破損車両に挟まれ救出までに時間を要する負傷者が多発し、「瓦礫の下の医療」が必要とされる場合
- (2) 前号に定めるものの他、事故等により負傷者が多発し、消防本部が通常の救急業務の 一環として行う医師派遣だけでは十分な対応が困難であると判断した場合 出動基準は、別表の「佐賀県DMATの派遣要請基準に係る整理表」を目安に判断す る。

佐賀DMAT運営実施細則での待機要請・解除の規定

- 第7条 県は、災害発生時に被災地外から被災地内への医療支援が必要となる可能性がある場合、指定病院に佐賀県DMATの待機を要請することができる。
- 2 県は、前項による待機要請をした場合において、被災地の状況等から、佐賀県 D M A T による医療支援が必要となる可能性がなくなったと判断したときは、待機要請を解除 する。
- 3 第1項による待機要請及び前項による待機要請の解除の手順は、派遣要請の手順に準 じて行う。

佐賀DMAT運営実施細則での出動要請方法の規定

第6条 運営要綱第7条に定める派遣要請は、別表2「佐賀県DMAT関係機関連絡網」に定める電話番号へ、災害時優先電話(固定電話又は携帯電話)等により連絡するものとし、連絡後、速やかに別記様式第8号により要請内容をFAXする。

佐賀県DMATの派遣要請基準に係る整理表

1 地震などの自然災害や大規模交通事故等により、局地的に30名以上の傷病者が発生 した場合又は発生が見込まれる場合(運営要綱第6条第1項第1号)

<本基準に該当する過去の主要事例>

類型	種	別	No.	災害・事故名 (通称)	人	的	被	害	(人)
				A MANUAL NA COMPANIO (ACCORDED ACCORDED			うち 負傷者数	負傷者內訳	
自			0	阪神・淡路大震災 (H7.1.17)	50, 227	6, 435	43, 792		10, 683 33, 109
然	地	震	2	新潟中越地震 (H16. 10. 23)	4, 847	46	4, 801	重傷軽傷	627 4, 174
災			3	福岡県西方沖地震 (H17. 3. 20)	1,088	1	1,087	重傷	76 1,011
害	竜	巻	4	北海道佐呂間町竜巻災害 (H18.12.14)	40	9	31	重傷軽傷	6 25
	航空事		(5)	ガルーダインドネンア航空機事故 (H8. 6. 13)	112	3	109	重症6 中等症7 軽症96	
事			6	JR鹿児島本線列車事故 (H14.2.22)	134	0	134	重傷	11 123
	列事	車故	7	JR福知山線列車事故 (H17.4.25)	669	107	562	重傷軽傷	267 295
故			8	JR羽越線列車事故 (H17. 12. 25)	37	5	32	重軽個内訳不	
災	自動	車	9	北海道森町パス転落事故 (H14.11.23)	48	1	47	重軽傷者の 内訳不明	
	事	故	10	中国自動車道多重衝突事故 (H15.8.11)	39	2	37	重傷軽傷	4 33
害	火 災		11)	新宿歌舞伎町ピル火災 (H13.9.1)	47	44	3	重軽像	
		② 名古屋第一生命t*/(H15.9.16)		名古屋第一生命t°ル放火火災 (H15. 9. 16)	38	3	35	重軽像内訳不	
	群事	衆故	13	明石花火大会歩道橋事故 (H13.7.21)	137	10	127		中等症18

※人的被害は、次の報告資料から抜粋

- ①~③及び③~⑥・・総務省消防庁による災害情報速報
- ⑤・・・・・・ガルーダインドネシア航空機火災活動概要報告書(福岡市消防局)
- ⑥・・・・・・・鉄道事故調査報告書2003-4B (国土交通省航空・鉄道事故調査委員会)
- ⑦・・・・・・・鉄道事故調査報告書RA2007-3-1 (国土交通省航空・鉄道事故調査委員会)

- 2 佐賀県災害派遣医療チームが出動し対応することが効果的であると認められる場合として、別に定める基準に該当する場合(運営要綱第6条第1項第2号)
- (1)事故等により破損車両に挟まれ救出までに時間を要する負傷者が多発し、「瓦礫の下の医療」が必要とされる場合(実施細則第5条第1項第1号)

<本基準に該当する過去の主要事例>

JR福知山線列車事故

- 発生日時: 平成17年4月25日(月)午前9時18分頃
- 発生場所:兵庫県尼崎市
- 事故概要:宝塚線上り快速列車(7両編成)がカーブを走行中、1両目が左へ転倒する ように脱線し、続いて2~5両目が脱線したもの。
- 経過概要:救出面からの経過概要は概ね次のとおり。
 - 事故発生の約4分後 現場のマンション住民から尼崎市消防局へ119番通報
 - 大破した1両目と2両目への多数の閉じ込め者の救出のため、現着した各消防の救助 隊を中心に救助活動が行われ、夕刻、1両目に救出困難な状況である数名の生存者が確認(瓦礫の下の医療の必要性認知)された。
 - ・ 救出困難な数名の生存者について、状況把握した数病院の医療チームが、協同で夜を 徹して瓦礫の下の医療を行った。
 - ※ 上記経過概要は、JR福知山線脱線事故に対する医療教護活動について(2006年2月 日本集団 災害医学会 尼崎JR脱線事故特別調査委員会報告書)を基に作成
- (2) 前号に定めるものの他、事故等により負傷者が多発し、消防本部が通常の救急業務 の一環として行う医師派遣だけでは十分な対応が困難であると判断した場合(実施細 則第5条第1項第2号)

<本基準への該当が想定されるケース>

当該事故発生地の消防本部への119番通報受信時等において、負傷者発生状況 等の詳細がその時点で不明であっても、当該事故がバスの横転、列車の脱線、高速 道路上での多重衝突事故などであり、明らかに負傷者が多発しているものと判断で きる場合

〇〇病院長 殿

佐賀県知事

佐賀県災害派遣医療チーム(佐賀県DMAT)派遣要請書

佐賀県災害派遣医療チーム運営要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり佐賀県DMATの派遣 を要請します。

58 1 要請日時 年 月 日 時 分 2 要請担当者 所 厘 職 名 名 氏 TEL 連絡先 FAX 3 災害の概況 年 H 時 分頃 発災日時 月 発災場所 人的被害 その他 4 参集場所 5 予想される活動内容

6 要請理由

佐賀県災害派遣医療チーム運営要綱に定める次の派遣要請基準に該当 (いずれかにチェックを つけること)

□ 運営要綱第6条第1号

地震などの自然災害や大規模交通事故等により、局地的に30名以上の傷病者が発生した 場合又は発生が見込まれる場合

□ 運営要綱第6条第2号により定める実施細則第5条第1項第1号

事故等により破損車両に挟まれ救出までに時間を要する負傷者が多発し、「瓦礫の下の医療」が必要とされる場合

□ 運営要綱第6条第2号により定める実施細則第5条第1項第2号

前号に定めるものの他、事故等により負傷者が多発し、消防本部が通常の救急業務の一環 として行う医師派遣だけでは十分な対応が困難であると判断した場合

2 佐賀県外からのDMATの派遣

県外からのDMATの派遣は、原則として被災地域である県の派遣要請に基づき、要請を受けた他の都道府県が派遣するものです。ただし、厚生労働省は当分の間、被災地域の派遣要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対してDMATの派遣を要請することができるとしています。

(1) DMATの待機要請

- ア 各都道府県、厚生労働省等は、自然災害又は人為災害が発生し、被災地域外からの医療の支援が必要な可能性がある場合は、それぞれのDMAT指定医療機関に対して派遣のための待機を要請します。
- イ 次の場合には、全てのDMAT指定医療機関は被災の状況にかかわらず、都道府県又は厚生労働省等からの要請を待たずにDMAT派遣のための待機を行います。
 - (ア) 東京都23 区で震度5強以上の地震が発生した場合
 - (イ) 以外の地域で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
 - (ウ) 国内で津波警報(大津波)が発表された場合
 - (I) 東海地震注意情報が発表された場合
 - (オ) 国内で大規模な航空機墜落事故が発生した場合

(2) DMATの派遣要請

- ア 県は、県外からの医療の支援が必要な規模の災害に対応するため、以下の基準(日本 DMAT活動要領に規定)に基づき、管下の統括DMAT登録者等の意見を聴いて、速 やかにDMATの派遣を他の都道府県、厚生労働省に要請します。
 - (ア) 県内で、震度 6 弱の地震又は死者数が 2 人以上50 人未満若しくは傷病者数が20 名以上見込まれる災害が発生した場合
 - ⇒県内のDMAT指定病院に対してDMATの派遣を要請します。
 - (イ) 県内で、震度 6 強の地震又は死者数が50 人以上100 人未満見込まれる災害が発生した場合
 - ⇒県内のDMAT指定病院並びに九州・沖縄ブロックに属する県(福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)に対してDMATの派遣を要請します。
 - (ウ) 県内で、震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害が発生した場合 ⇒県内のDMAT指定病院並びに全国の都道府県に対してDMATの派遣を要請します。
- イ 地方ブロックの名称及び当該ブロックに属する都道府県は、次のとおりです。

- (ア) 北海道ブロック:北海道
- (イ) 東北ブロック:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
- (ウ) 関東ブロック:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- (I) 中部ブロック:富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知 県、三重県
- (オ) 近畿ブロック:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- (カ) 中国ブロック:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- (キ) 四国ブロック: 香川県、愛媛県、徳島県、熊本県
- (ク) 九州・沖縄ブロック:福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島 県、沖縄県

(3) 各都道府県DMATの派遣

- ア 本県又は厚生労働省から派遣要請を受けた都道府県は、管内のDMAT指定医療機関 に派遣を要請し、派遣要請を受けたDMAT指定病院は、待機が完了しているDMAT から順次派遣を行います。
- イ 本県又は厚生労働省が指定する参集拠点(災害拠点病院、航空搬送拠点等)に参集し、 そこで活動内容の指示を受けます。
- ウ 参集してくるDMATは、EMISに携行資機材や構成メンバー、連絡先(衛星携帯電話番号等)、現在の移動場所などを入力しながら参集してくるため、その情報は保健 医療調整本部からも確認できます。
- エ 医療資機材や通信手段、移動手段や食料、水、寝袋など自己完結を前提とした装備を 有して参集してきます。

(4) 佐賀県内でのDMATの指揮・調整

- ア 保健医療調整本部は、県内で活動する全てのDMATを、保健医療調整本部内に設置するDMAT佐賀県調整本部を通じて統括します。
- イ DMAT佐賀県調整本部は、保健医療調整本部の指揮の下、県内で活動する全てのDMATの指揮・調整及び各DMAT活動拠点本部の設置を行います。
- ウ 被災地域の各DMAT活動拠点本部及びDMAT・SCU指揮所は、DMAT佐賀県調整本部の指揮の下、被災地域内で活動するDMATの病院支援活動、現場活動及び広域医療搬送などの直接的な指揮・調整を行います。
- エ 各DMAT本部は、病院支援、現場活動及びSCU活動を指揮するために、必要に応じてDMATの活動場所に指揮所を設置します。

オ 県内の病院に支援に入る D M A T は、当該施設の管理者の指揮下に入り支援活動を行います。

(5) DMATロジスティックチーム

県は、災害の規模に応じて、厚生労働省・DMAT事務局と調整のうえ、他の都道府 県、厚生労働省に対してDMATロジスティックチーム隊員の派遣を要請します。

<マニュアル5> JMAT(日本医師会災害医療チーム)

> JMATとは

日本医師会災害医療チーム(JMAT: Japan Medical Association Team)は、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする災害医療チームである。

JMATは、災害発生時、被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、全国の都道府県医師会が、郡市区医師会や医療機関などを単位として編成する。

JMATの活動内容は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援(災害前からの医療の継続)である。さらに、医療の提供という直接的な活動にとどまらず、避難所の公衆衛生、被災者の栄養状態や派遣先地域の医療ニーズの把握と対処から、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎまで、多様かつ広範囲に及ぶ。

なお、佐賀県医師会で組織する「JMAT佐賀」は、JMATの傘下である。

また、JMAT佐賀を含むJMATのチーム編成は、必ずしもDMATのチーム編成と同様ではない。

1 JMATの派遣要請

(1) JMAT佐賀の派遣要請

ア 県は、県災害医療コーディネーターとの協議などにより、JMAT佐賀の派遣が必要と判断した場合には、佐賀県医師会との協定に基づき、速やかに佐賀県医師会に対して JMAT佐賀の派遣を要請します。

また、JMAT佐賀の出動要請を行った場合には、県医師会に対し、保健医療調整本部へのリエゾン派遣を要請します。

- イ 県医師会は、県内で災害が発生した場合であって、県の派遣要請を受けるいとまがない等緊急やむを得ないときは、県医師会の判断によりJMAT佐賀を派遣する。
- ウ 県は、県医師会に対しJMAT佐賀の派遣要請を行った場合は、参集し活動拠点となる保健福祉事務所名を連絡します。

(2) JMATの派遣要請

- ア 県は、保健医療調整本部において県災害医療コーディネーターとの協議により、JMAT 佐賀に加え、JMATの派遣が必要と判断した場合には、佐賀県医師会を通じ、JMATの派遣を要請します。
- イ 要請する場合は、必要な業務内容・必要なチーム数(不明であれば医師数でカウント)・

活動予定期間を示して要請します。

- ウ JMAT派遣決定の連絡を受けた場合は、派遣決定チーム数に応じて派遣先の医療圏 を選定し、参集し活動拠点となる保健福祉事務所の名称・場所・電話番号等を伝達します。
- エ JMATは移動手段を伴い移動して来るとは限らないので、JMATの派遣要請を行う場合には、移動手段の確保も並行して検討します。

(様式第1号)

JMAT佐賀派遣要請書

平成 年 月 日

一般社団法人 佐賀県医師会 会長 様

佐賀県知事

FI

地域で発生した

災害において、「災害時に

おける医療救護に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおりJMA T佐賀の派遣を要請します。

記

班名	医療教護 活動場所	JMAT佐賀 必要数		活動予定期間等 概要	
		医師	名	○活動期間 月 日 時 分から	
		看護師	名	月 日 時 分まで ○活動の内容	
		補助職員	名	応急処置・搬送・死体処理 ・その他()	
		医師	名	○活動期間 月 日 時 分から	
		看護師	名	月 日 時 分まで ○活動の内容	
		補助職員	名	応急処置・搬送・死体処理 ・その他()	
		医師	名	○活動期間 月 日 時 分から	
		看護師	名	月 日 時 分まで ○活動の内容	
		補助職員	名	応急処置・搬送・死体処理 ・その他()	
		医師	名	○活動期間 月 日 時 分から	
		看護師	名	月 日 時 分まで ○活動の内容	
		補助職員	名	応急処置・搬送・死体処理 ・その他()	

注)

- 地域については、市町村名及び当該地区名(大字、町名等)を記入すること。
- 災害については、地震、水害、土石流などを具体的に記入すること。
- 班名については、郡市医師会名及び個別の班名(第1班、○○地区a班等)を記入すること。

<マニュアル6> DPAT(災害派遣精神医療チーム)

> DPATとは

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大します。

このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制 との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健 活動の支援が必要となります。

このような活動を行うため、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが DPATです。

▶ このマニュアルの取扱い

このマニュアルは、佐賀県で災害が発生した場合の県内での医療救護活動の指針となるものですが、県が別途定める佐賀県災害派遣精神医療チーム(佐賀DPAT)運営要綱等及び国が定めるDPAT活動要領と相違がある場合は、これらの要綱等及び要領を優先します。

1 DPATの概要

- (1) DPATの活動
 - ア 本部活動 DPATの指揮調整、情報収集、関係医療機関との連絡調整等を行います。
 - イ 情報収集とアセスメント 被災が予想される精神科医療機関、避難所、医療救護等の状況把握、精神保健医療に関するニーズアセスメントを行います。
 - ウ 情報発信 活動内容の報告、被災地域での関係機関への情報発信を行います。
 - エ 精神科医療の提供 被災した医療機関への専門的支援を行います。
 - オ 精神保健活動への専門的支援 地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等の専門的 支援を行います。
 - カ 普及啓発 被災地域に精神保健医療に関する普及啓発活動を行います。
 - キ 活動記録 被災活動地域での活動記録をEMIS、J-SPEEDに記録を残します。
 - ク **活動状況の引き継ぎ** 後続のDPATへの情報の引き継ぎ、医療スタッフや避難所の 担当者や保健師への情報を提供します。

(2) DPATの活動拠点

DPATは、DPAT調整本部や活動拠点本部を設置し活動します。病院に支援に入る場合は、当該病院管理者の指揮下に入り、病院スタッフ、DMATと協力して支援活動を行います。また、このうち、下記ア及びイの本部等には、必要に応じて県内外の統括DPAT、DPATロジスティックチームが支援に入ることがあります。

ア 佐賀県DPAT調整本部 (佐賀県保健医療調整本部内に設置)

災害発災時に、佐賀県保健医療調整本部長の指示のもと、DPAT活動を統括する機関として設置。厚生労働省、DPAT事務局、佐賀県精神科病院協会等の関係機関との連携を図りながら佐賀県管内で活動する全てのDPATの指揮・調整とロジスティクスやDPAT活動拠点本部の設置場所と担当地域、主な活動内容についての指示行います。

イ 佐賀県DPAT活動拠点本部(災害拠点病院、災害拠点精神科病院、保健福祉事務所等) DPAT調整本部及び現場活動等の連絡・調整を行います。

先着したDPAT先遣隊のDPAT統括者が責任者となりますが、先着した先遣隊に 統括者いない場合は、統括者が含まれるDPAT先遣隊が到着するまで、先着した医師 が責任者として活動を行います。

(3) 佐賀県DPATの整備状況

県内には、肥前精神医療センターで編成するDPAT先遣隊を含む、佐賀県DPAT 隊員として193名が登録しています。(平成31年3月31日現在)

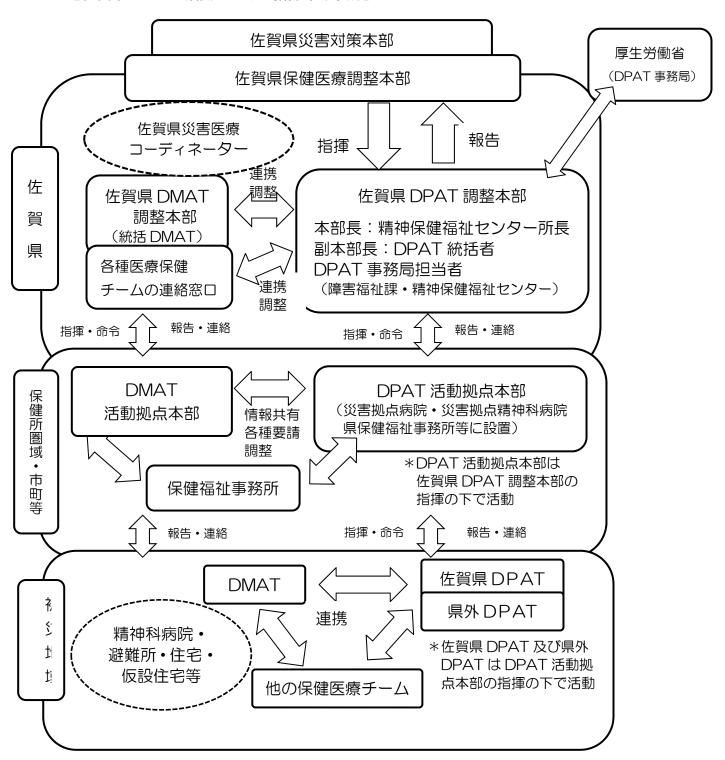
(4) DPATの出動基準

佐賀県DPATは、次の各号のいずれかに該当し、県が佐賀県DPATの活動が必要と判断した場合に出動することとし、必要に応じ関係機関等に派遣を依頼する。

- ・県内で災害救助法を適用した災害が発生した場合
- ・県内市町から派遣要請があった場合
- ・厚生労働省又は他の都道府県から派遣要請があった場合
- ・その他知事が必要と判断した大規模災害及び大事故等

2 指揮命令系統

【佐賀県DPAT活動における指揮命令系統】



3 災害対応の流れ

(1) 県内で災害が発生した場合

保健医療調整本部長は、速やかに被災状況等を把握し、県DPAT調整本部の設置を 指示する。

県DPAT調整本部長は、構成機関職員を参集し、佐賀県DPATの活動地域を決定する。

保健医療調整本部長は、佐賀県DPAT(先遣隊)関係医療機関等に対し、出動要請を行う。

佐賀県DPAT(先遣隊)出動

(その後必要に応じ順次後続の佐賀県DPATの出動要請・派遣を行う)

出動した佐賀県DPATは、DPAT活動拠点本部に参集し、配置される現場のDPAT責任者と活動内容、活動場所、スケジュール等について協議し、速やかに支援活動を開始する。

(~ と並行して)保健医療調整本部長は、被災地の状況及び佐賀県DPATの活動状況等を検討し、県外のDPATの応援が必要と判断した場合は、速やかに厚生労働省(DPAT事務局)又は他の都道府県に、応援要請を行う。

佐賀県DPAT及び県外DPATの派遣や受け入れの調整及び活動の統括は、県DPAT調整本部が行う。

県外での災害発生に伴う派遣に関しては、佐賀県災害派遣精神医療チーム(佐賀 D P A T)運営要綱を参照。

4 DPAT活動の基本的心構え

DPAT活動の基本的心構えを示す。「佐賀県DPAT」の一員として、自覚と責任のある行動を心掛ける。また県の要請、指揮下のもとでの活動を基本とする。

<被災地での活動>

- DPAT活動3原則(SSS)に従う。 (Support:名脇役であれ、Share:積極的な情報共有、Self-sufficiency:自己完結型の 活動)
- 支援者として活動する場合、常に他者から「評価される」立場にあることを自覚して 行動する。
- 支援者自身がストレスを抱えやすい環境にあることを理解し、セルフケア、相互ケアを行う。
- 活動に支障をきたすことがないよう、健康管理に気をつける(宿泊場所の確保、睡眠時間・休養の確保、適切な業務量等)
- チーム内のみでなく、他の医療チームとも協働して活動する。

- 専門性を追求しすぎず、現地のニーズに臨機応変に対応できるように心がける。
- 活動に際して得られた個人情報等は、慎重に取り扱う。
- 好奇の視点でSNSでの投稿等を行わない。
- 被災者の権利・利益が第一であり、倫理的に十分に検討及び配慮されていない状況で の調査・研究活動は実施しない。
- 自己判断で報道取材に対応しない。

< 非被災地での活動 >

- 現場活動を支える後方支援体制を整える。
- 現地で活動するチームが、より効率よく支援活動に従事できるように配慮する。
- 被災地での活動が惨事ストレスにつながる可能性もある。活動を終了し自施設に戻ってきた隊員を労い、必要であれば適切な休養を取るよう勧める。

被災地にとって喜ばれる良いチームとは、

「現地を優先」「連携できる」「持続性のある」「統制がとれた」チームである。

5 DPATチーム派遣前後の動き

発災前の平時から派遣準備、派遣期間、活動終了時までの「佐賀県DPAT」登録病院とそのDPAT隊員の動きを表1に示す。

表1 「佐賀DPAT」登録病院、DPAT隊員の派遣前後の動き

	表1 「佐賀DPAT」登録病院、DPA	隊員の派遣前後の動き
	「佐賀県 DPAT」登録病院	「佐賀県 DPAT」隊員
平時	・佐賀県の要請に基づき、登録を行い、隊員が DPAT 事務局で行う研修に参加する。	 ・定期的に県が行う DPAT 研修を受ける。 ・災害時のこころのケアについて学ぶ。 ・家族に対して、自分が DPAT 隊員に登録しており、発災時には派遣される可能性があることに理解を得ておく。 ・常備薬や防寒用の衣服等の個人で必要な物品を準備する。
発災・派遣準備	・DPAT 派遣が予想される大規模な災害が 起きた場合、派遣を予想し体制を整える。 ・厚生労働省、県の派遣要請に対し、チームとしての回答をすみやかに行う。 佐賀県 DPAT 調整本部の指示を受け、[・派遣にむけて、家族の了承を得る。 ・派遣に向けて、仕事の調整を行う。 ・DPAT研修の内容を見直し、「佐賀県DPAT活動マニュアル」を読み直す。 ・県外へ派遣される時、派遣先のマニュアル・情報等がある場合にはそれに目を通し、携行する。 ・派遣前にチームでミーティングを行い、活動内容、情報、物品等の確認を行う。 ・常備薬や防寒用の衣服等の個人で必要な物品を準備する。 OPAT活動の方向性や注意点を確認する。
派遣期間	・DPAT 隊員が安心して被災地での活動に 専念できるよう県と連携して後方支援す る。	・往復の移動時、派遣期間中を通じて、自身の健康と安全を維持して活動する。・県・登録病院と定期的に情報共有を行う。
活動終了時	 ・隊員に対し、労をねぎらい十分な休養をとらせる。 ・不在期間の仕事が個人の負担となることのないように配慮する。 ・不在期間に構成員の仕事をカバーした他職員に対しても労をねぎらう。 	・帰着後、県、登録病院や所属先に報告を行い、活動から得られた知見等に基づいて提案や提言を行う。 ・休息を十分にとる。
	二回目以降の派遣の可能性も	5慮し、体制や体調を整える。

6 DPAT活動内容

DPATが被災地域で行う活動内容の概略を表2に示す。

表 2 DPAT活動内容一覧

	A I 沽動内谷一覧 「	
活動	対象	活動内容
情報収集と		・調整本部や活動拠点本部でのミーティングへの参加、他機
アセスメント		関(DMAT・消防・自衛隊・警察等)との連携を通じて、
		情報共有をはかる。
		・調整本部・活動拠点本部の指示のもと、被災が予想される
		精神科医療機関、避難所、医療救護所等へ直接出向き、状
		況の把握に務める。
		・収集した情報を基に、DPAT 活動に関するニーズのアセ
		スメントを行う。
情報発信と		・調整本部や活動拠点本部に、活動内容や収集した情報(ア
引継ぎ		セスメント内容も含む)の報告を行う。また、必要時他機
		関へ情報提供し、連携して活動を行う。
		・J-SPEED・EMIS を活用し、厚生労働省やDPAT事務
		局との情報共有を行う。
		・被災地域の支援者を煩わせず、切れ目のない活動を実施す
		るために、派遣前後のチーム間で活動の引継ぎを確実に行
		う。
被災した	被災地の	・被災した地域精神科医療機関の機能を補完し、外来・入院
既存の精神医	医療機関	診療の補助や物資供給の調整の補助等を行う。
療システムの	被災者	・避難所、在宅の精神疾患を持つ被災者に対して継続的、か
支援		つ適切な精神科医療を提供する。
災害のストレ	被災者	・災害のストレスによって心身の不調をきたした被災者への
スによって生		対応。
じた問題への		・災害時に生じるストレス反応について心理教育等を行い、
対応		今後発生すると思われる精神疾患、精神的不調を予防す
		న 。
		・地域医療への橋渡しとして、支援活動を行う。
支援者支援	被災地の	• 支援者(医療従事者、救急隊員、行政職員、保健職員等)
	支援者	に対して、支援活動への助言や支援者自身に関する相談を
		行う。
		・啓発活動として支援者向けの研修を行う。
普及啓発活動	被災地の	・被災地域のニーズに応じて、行政、教育、保健福祉等の関
	支援者•	係者や住民へ向けて、メンタルヘルスに関する普及啓発活
	地域住民	動を行う。

7 DPAT活動の記録、報告

一日の活動が終了した後、その日の活動について記録し、報告を行う。

表3 記録取り扱い表

種	別	種類	用途	報告・保存先	記録先	記録方法	報告・保存方法
活動記録		「佐賀県 DPAT」 活動日報 J - SPEED	DPAT の 1日の 活動 記録	報告: 佐賀県 DPAT 関係者 保存: J - SPEED 所属本部 (保存方法について は、被災都道府県の 指示に従うものとす る。)	W E B プトト紙	データ入力書き込み	J - SPEED 操作マニュアル参 照 J - SPEED のデータ紙印刷 (被災都道府県に提供) (DPAT 事務局ホームペー ジ)
個人記録		J - SPEED (個票) 診療日 主病 事 健康 状態 診療地点 災害診療記録	患者情報	保存 J-SPEED 所属本部 (保存方法について は、被災都道府県の 指示に従うものとす る。)	W E B プ ト ト 紙	データ入力	J - SPEED 操作マニュアル参 照 (DPAT 事務局ホームペー ジ)
管理簿		「佐賀県 DPAT」 医薬品管理簿 (任意様式)	医薬品管理	保存 PC専用ファイル	P C 専 用 ファ イル	データ入力	PCファイルに綴る

(1) 方法

- DPAT活動の記録・報告、保存方法については記録取り扱い表を参照する。
 - ・DPATチーム引継時は、J-SPEEDのアプリのインストールを行う。
- ・個人記録については、J S P E E D の診療概況から患者一覧をクリックし情報を共有する。
- ・J S P E E D の記録は、D P A T 派遣終了後、地域支援者への引継資料となるため、 紙に印刷し、佐賀県に提供する。

(2) 報告・保存先と目的

D P A T 活動拠点本部

被災地域の支援者がDPATの活動状況をEMIS・J-SPEEDで把握する。 佐賀県DPAT関係者

佐賀県DPAT関係者がDPATの活動状況を把握しEMIS・J-SPEEDで、活動方針を検討する。

DPAT事務局と関係諸機関(EMIS・J-SPEED)

被災・派遣都道府県等や厚生労働省がDPATの活動状況の全体像を把握し、効率的にDPATの運用を行う。統計データとしても活用される。

DPAT(引継ぎ)

EMIS・J-SPEEDを活用し行う。

(3) 記録・報告上の注意

J-SPEEDに記録等をつける際には、患者状況を正確に入力する。

 $EMIS \cdot J \cdot SPEEDの取り扱いマニュアルについては、DPAT事務局ホームページにより入手する。$

DPAT事務局ホームページ (https://www.dpat.jp/j-speed.php)

<マニュアル7> その他の災害医療支援機関

1 日本赤十字社佐賀県支部

(1) 日本赤十字社佐賀県支部へのリエゾン派遣要請

県は、保健医療調整本部を設置した場合には、日本赤十字社佐賀県支部に対して、保健 医療調整本部へのリエゾン(日赤災害医療コーディネーター等)の派遣を求める。

(2) 日本赤十字社佐賀県支部の活動

日本赤十字社佐賀県支部は、円滑な医療救護活動に資するため、県災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及びDMATと連携を密にするものとし、保健医療調整本部や現地保健医療調整本部に対しその活動結果を適時報告するものとする。

2 その他の災害医療支援機関への派遣要請及びリエゾン派遣要請

DMAT、JMAT、DPAT、日本赤十字社佐賀県支部以外の災害医療支援協力機関で、県とあらかじめ協定締結している機関(佐賀県歯科医師会、佐賀県薬剤師会、佐賀県看護協会、佐賀県柔道整復師会等)に対しては、必要に応じその医療チーム等の派遣を要請し、また保健医療調整本部へのリエゾン派遣を求める。

(1) 佐賀県歯科医師会への派遣要請

- ア 佐賀県歯科医師会との協定に基づく、歯科医療救護班の実施項目は以下のとおりである。
 - ・歯科医療を要する傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
 - ・後方医療機関への転送の要否及び順位の決定
 - ・避難所等における転送困難又は軽易な患者に対する歯科医療等の提供
 - ・その他状況に応じた措置
- イ 県は、上述の実施項目の実施の必要性を認めた場合、協定に基づく歯科医療救護班の 派遣要請を行うものとする。

(2) 佐賀県薬剤師会への派遣要請

- ア 佐賀県薬剤師会との協定に基づく、薬剤管理班の実施項目は以下のとおりである。
 - ・救護所等における調剤及び服薬指導
 - ・医療救護班、医療チームにおける使用薬剤に関する助言
 - ・救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品、医療資機材等の仕分け、管理
 - ・救護所等で使用する医薬品、医療資機材の確保、供給
 - ・飲料水の水質検査等の公衆衛生活動
 - ・その他状況に応じた措置

イ 県は、上述の実施項目の実施の必要性を認めた場合、協定に基づく薬剤管理班の派遣 要請を行うものとする。

(3) 佐賀県看護協会への派遣要請

- ア 佐賀県看護協会との協定に基づく、災害支援ナースによる看護班の実施項目は以下のとおりである。
 - ・傷病者に対する治療優先度の選別
 - ・傷病者に対する応急処置及び看護
 - ・避難者等への保健指導、健康相談及び健康管理業務
 - ・避難所等の衛生管理
 - ・被災者に対する戸別訪問による健康相談業務
 - ・その他知事が必要と認めた事項
- イ 県は、上述の実施項目の実施の必要性を認めた場合、協定に基づく看護班の派遣要請を行うものとする。

<マニュアル8> 広域医療搬送

1 広域医療搬送の概要

(1) 広域医療搬送の定義等

- ア 広域医療搬送とは、国が各医療機関の協力のもと、自衛隊機等の航空機を用いて対象 患者を被災地域内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬 送をいう。
- イ 航空医療搬送は、被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に航空搬送拠点を 設置して行う。
- ウ 一方、「地域医療搬送」という概念があるが、それは、被災地内外を問わず、都道府 県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により 患者を搬送する医療搬送(県境を越えるものも含む。)であって、広域搬送以外のもの をいい、災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内の医療機関から近隣 地域への搬送、被災地域内の医療機関からSCU(航空搬送拠点臨時医療施設)への搬 送及び被災地域外のSCUから医療機関への搬送を含むものである。
- エ つまり、広域医療搬送とは、被災都道府県内(その周辺を含む。)の医療搬送では十 分な医療の提供ができない場合に、国の支援のもと、離れた都道府県まで患者を搬送することを言う。
- オ なお、広域医療搬送の目的は、被災都道府県内の医療施設での治療が困難なため離れた都道府県の医療施設において緊急に手術や処置などを行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、なおかつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を、離れた都道府県の医療施設まで迅速に搬送し治療することです。



(2) 広域医療搬送の適用

(広域医療搬送の適用となる重症者の症状例)

次のア~ウに該当する症状の患者は広域医療搬送の適用患者として判断しますが、**絶対基準ではなく、あくまでも相対基準**であることに留意が必要です。

- ア 頭、胸、腹部等に重症の外傷がある患者
- イ 身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者(クラッシュ症候群)
- ウ 全身に中等度以上の熱傷がある患者(20 BI 50)

(3) 不搬送基準

次のア~ウに該当する症状の患者は広域医療搬送の不適用患者として判断しますが、 **絶対基準ではなく、あくまでも相対基準**であることに留意が必要です。

ア 四肢体幹外傷

Fi 0 2 1.0 下の人工呼吸で、Sp 0 2 95%未満 急速輸液1,000ml 後に、収縮期血圧60mmHg 以下

イ 頭部外傷

意識がGCS 8 又はJCS三桁で、かつ両側瞳孔散大頭部CTで中脳周囲脳槽が消失

ウ 広範囲熱傷

BI>50

2 主な機関の役割分担

(1) 国の役割

- ア DMATの派遣調整
- イ 広域医療搬送用航空機の確保・運航(広域医療搬送計画の策定)
- ウ 被災地域外の都道府県への、広域医療搬送患者の被災地域外での搬送手段及び受入医療機関の確保の要請

(2) 被災県の役割

- ア 航空搬送拠点の確保
- イ 航空搬送拠点での航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)の設置・運営
- ウ 災害拠点病院からSCUまでの、患者搬送手段の確保・調整

(3) DMATの役割

ア 被災地域内の災害拠点病院等における広域医療搬送適用患者の選定

- イ SCUにおけるトリアージ及び医療活動
- ウ EMISの医療搬送機能(MATTS)の運用
- エ 広域医療搬送中及び地域医療搬送中の患者の管理、応急処置

3 SCUの設営

(1) SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)とは

ア 被災地域内の災害拠点病院等から搬送されてくる広域医療搬送適用患者を一時収容し、 同患者の症状の安定化を図り、広域医療搬送のためのトリアージを実施するための臨時 の医療施設として、必要に応じて航空搬送拠点に設置されるもの。

イ SCU設置主体 佐賀県

ウ 運営方法 佐賀県とDMATが連携して運営

エ SCU資機材 佐賀県で事前に確保するものとDMATが持参する資機材

(2) SCUの設置・運営における役割

(保健医療調整本部)

- ア SCU展開に必要な資機材の準備
- イ 参集したDMAT及びSCU管理協力病院と協力してSCUを設置
- ウ DMATが立ち上げるDMAT・SCU指揮所との連携

(DMAT)

- ア SCU医療資機材を可能な範囲で持参
- イ 保健医療調整本部及びSCU管理協力病院と協力してSCUを設置
- ウ DMAT・SCU指揮所の立ち上げとチームビルディング
- エSCU活動の実施

(SCU管理協力病院)

- ア SCU管理協力病院は、佐賀市内又は佐賀市近隣の災害拠点病院とし、保管している SCU資機材の設置準備(保健医療調整本部と協力)
- イ 県及びDMATと協力してSCUを設置
- ウ 佐賀大学医学部附属病院は、佐賀県内におけるドクターへリ基地病院として、滑走路 を必要とするような大型の航空機による広域医療搬送となるまでは、暫定SCUとして その設置に協力する。

(へリ離発着所)

- ・佐賀大学鍋島キャンパスグラウンド
- ・佐賀大学医学部附属病院ヘリポート

16床展開 6チーム想定 SCU組織図

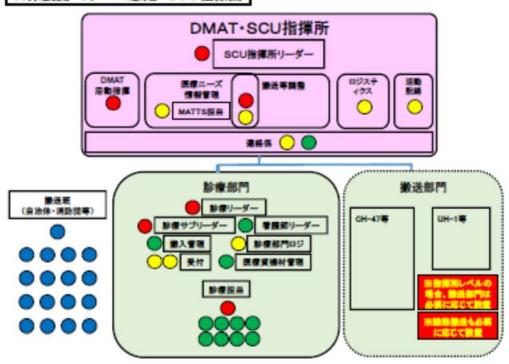


図 7-2 SCUの運営体制

4 広域医療搬送実施の流れ

(1) 広域医療搬送の発動

- ア 医療機関からの情報収集等で、保健医療調整本部で広域医療搬送の必要性を確認
- イ 県災対本部から、国(内閣府)へ広域医療搬送の実施を要請
- ウ 国において広域医療搬送の実施が決定(国から決定の連絡があります。)

(2) 広域医療搬送の準備

- ア 被災地域内の災害拠点病院等において広域医療搬送適用患者を選定し、SCUへの搬送準備
- イ 被災県が航空搬送拠点内にSCUを設置
- ウ DMATによるSCUへの広域医療搬送適用患者の受け入れ準備

(3) 広域医療搬送の計画

- ア 国が広域医療搬送計画を策定し被災県へ提示
 - (ア)予定離発着時刻
 - (イ)経路: どのSCUからどの県外の航空搬送拠点へ
 - (ウ) 搬送手段: C-1(輸送機)、C130(輸送機)、CH47(大型ヘリ)等

航空機運航の追加決定あり

- イ 被災県が地域医療搬送(域内搬送)計画を策定し提示(国の広域医療搬送計画を踏ま えて作成)
 - (7)予定離発着時刻
 - (1)経路: どの災害拠点病院からどのSCUへ
 - (ウ) 搬送手段: 救急車、ヘリコプター(消防、自衛隊、ドクターヘリ等)等 災害拠点病院等での広域医療搬送適用患者の選定に合わせて追加決定あり

(4) 広域医療搬送の実施

- ア 県が地域医療搬送計画に基づき、災害拠点病院等からSCUへの広域医療搬送患者を 搬送
- イ DMATと県によるSCU活動
- ウ 自衛隊機によるSCUから県外の航空搬送拠点への搬送
- エ 国による県外の航空搬送拠点での搬送先病院の決定及び搬送

<マニュアル9> EMIS(広域災害救急医療情報システム)

1 EMISの概要

(1) EMISとは

ア EMISとは、国(厚生労働省)が運用している「広域災害救急医療情報システム (Emergency Medical Information System)」のことで、災害発生時に、各医療機関の情報入力又は都道府県による代行入力により、被災した都道府県を越えて各医療機関の被災状況や患者受入状況などの災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療救護活動のための各種情報を集約し提供していくためのシステムです。

[http://www.wds.emis.go.jp/]

- イ また、DMATの派遣要請、活動状況(出動、移動、活動、撤収等)について一元的 に管理を行い、その情報を関係者間で共有するDMAT管理機能、医療搬送患者の情報、 搬送航空機等の管理を行い、搬送先である被災地外の医療機関、DMAT等と情報共有 する医療搬送患者管理機能があります。
- ウ さらに、DMATが急性期に避難所の状況調査(アセスメント)を実施することを想 定した機能、救護所の患者情報等を共有する機能、亜急性期以降の医療チームの活動状 況を共有する機能などが備えられています。
- エ EMISの具体的操作については、EMIS上にも掲載されている、「操作説明書」をダウンロードしてご覧ください。

(関係者メニューへのログイン可能機関)

医務課

消防防災課、障害福祉課、健康増進課、薬務課

各保健福祉事務所

災害拠点病院

二次救急病院

その他有床医療機関

各医師会、各歯科医師会

各消防本部

日赤佐賀県支部、血液センター

平成31年1月時点において、EMISの機能拡充を国(厚生労働省)が計画しています。

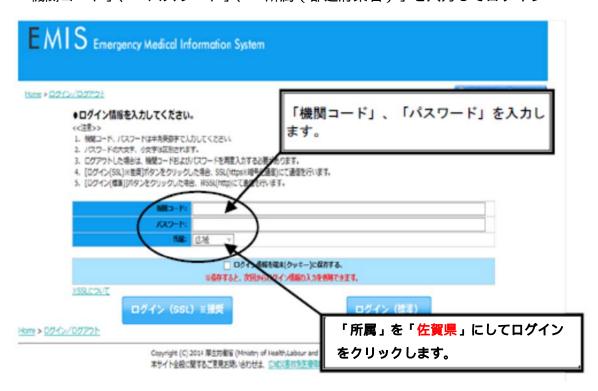
(2) 関係者メニューへのログイン方法

(注)メニューヘログインするための機関コード、パスワードは、関係機関が登録時に医 務課からお知らせしているものです。

EMISのトップ画面で「災害関係者ログイン」をクリック



「機関コード」、「パスワード」、「所属(都道府県名)」を入力してログイン



2 災害時の運用

(1) 運用の切り替え

医務課が災害運用への切り替えを行います。 災害運用へ切り替えた旨を登録機関へ伝達します。

(2) 医療機関内状況の入力

「緊急時入力」を行います。

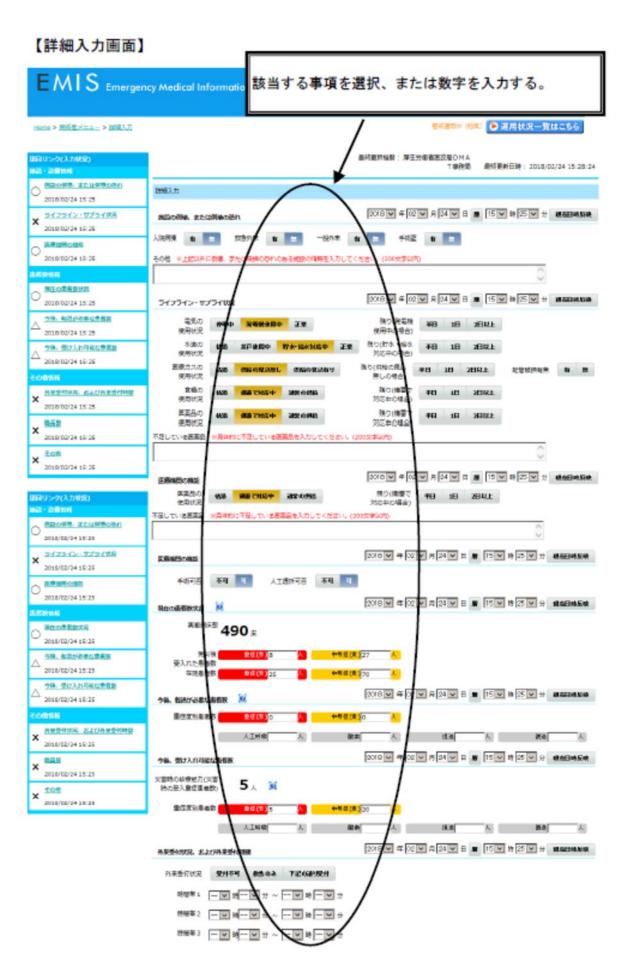


【緊急時入力画面】

当てはまる明日にチェックをしてください。			
緊急時入力 (樊芸音楽情報)			
例囊状况		被災状況を選択入力	
入院再構の伝媒、または影響の恐れ	R .		
ライフライン・サブライ状況 代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」	を避らしてください。		
電気の連挙の供給	M N		
水の基帯の供給	E N		
医療ガスの不足	松		
医薬品・衛生資務材の不足	不足 文足		
患者受給状况			
多数豊善の受診	6 M		
職員状況			
転員の不足	不足 東足		
その他支援が必要な状況			
その他 上記以外で支援が必要な理論があれば入力してください	、 (200女字以下)		
			^
			V
15/6E319			
情報助用日時 上記内容(興急時入力(完災道後情報))の状態を 判断した日時を入力してください。	2018 🗸 年 02 🗸 月 24 🗸 日	15 V 19 11 V 13	
聖急連絡天			
電話番号			
メールアドレス			
	入力		

「詳細入力」を行います。

ある程度、医療機関内の状況が把握できた頃に具体的な被災状況、医療提供体制の実績等を入力します。全項目を一度に入力する必要は無く、状況が判明次第、その都度、 入力を実施してください。(数字は半角。)



(3) 医療機関の状況の閲覧

医療機関状況の閲覧・出力

関係者メニューの「災害共通」、「医療機関等・支援状況モニター」を選択



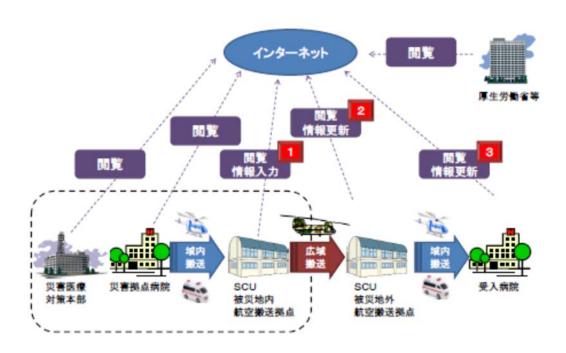
(4) DMATの活動状況の閲覧

関係者メニューの「災害共通」、「活動状況モニター」を選択



(5) 医療搬送(MATTS)

ア 広域医療搬送を行う場合、被災地域内から搬送される広域医療搬送適用患者の情報を 被災地域内のSCUから県外の航空搬送拠点を経由し、最終受け入れ病院まで、逐次入 力、更新、閲覧できるようにします。



① 関係者メニューの「医療搬送」、「医療搬送患者登録」をクリックします。



医療搬送患者の登録

- ・広域医療搬送の患者登録は、被災地域内のSCUにおいて、DMATのSCU担当者 が実施します。
- ・被災地域外の航空搬送拠点及び最終受入病院は、搬送適用患者の状況の登録を行います。 す。



- イ DMAT事務局が、搬送で使用する航空機の情報を登録します。併せて出発日時や離 発着するSCU等を登録します。
- ウ SCUでは、航空機への搬送適用患者を登録し、搭乗者名簿も作成します。その他、 航空機状況の更新を行います。

関係者メニューの「災害共通」、「搭乗者名簿作成」をクリックします。



条件を設定して、「検索」をクリックします。



搭乗者名簿を作成したい航空機を選択します。



搭乗者名簿更新画面で必要事項を入力し、「更新」をクリックします。 患者情報の更新、削除等も同様です。



「災害共通」のメニューから、広域医療搬送適用患者の状況を、保健医療調整本部、厚生労働省等の関係機関が閲覧できます。



<マニュアル10> 避難所の医療二一ズ調査

1 調査の必要性

(1) 目的

- ア 災害が発生すると避難所に多くの避難者が集まりますが、東日本大震災では、特に津波被害のあった地域で行政機関も大きな被害を受け、避難者の所在や医療ニーズ等情報が伝わらず、結果として医療救護活動の開始が遅れ、避難者の健康状態が悪化してしまったことが報告されました。また、平成28年熊本地震でも、アセスメントシートが統一されていなかったため、避難所の医療ニーズ調査において混乱が生じたとのことです。今後の災害にあっても同様のことが考えられますので、医療チームの医療支援を必要としている場所に早期に派遣するため、避難者の怪我や健康の状態を速やかに調査する必要があります。
- イ この調査は、あらかじめ指定していた避難所(指定避難所)以外の、自然発生的にできた避難所や在宅で孤立している地区についても可能な限り行います。

(2) 調査の実施主体

- ア 市町災害対策本部は、発災後、速やかに避難所等の状況調査を行い、医療などのニーズを把握します。
- イ 市町が福祉避難所として指定する社会福祉施設等の既存の施設においては、市町担当 者が必要な医療ニーズをとりまとめ、市町災害対策本部に連絡します。
- ウ 市町が被災などにより医療ニーズの調査を行えない場合には、**現地保健医療調整本部に調査の代行を要請**します。要請を受けた現地保健医療調整本部は、参集する医療チームや災害拠点病院等と調整し、調査を実施します。調査の実施にあたっては、市町は可能な限り、避難所が設置されている、又はされていることが予想される場所へ調査チームを案内する等の協力を行います。

(3) 調査の方法

(調査様式)

- ア 調査項目は、避難所の名称、リーダーの氏名、医療救護の提供体制、水、電気などの ライフライン、簡単な衛生状態、負傷者、疾病による症状や発熱等の体調変化を訴える 患者のほか、小児科や精神科、産婦人科、歯科等の特に医療面のケアが必要な患者の概 数等です。
- イ 調査は、「避難所情報 日報」(様式8-1)、「健康相談票」(様式8-2)を使用して行います。

- ウ 詳細な情報よりも医療チームの派遣に必要な医療ニーズの概略を速やかに把握することが目的ですので、個々の調査に時間をかけすぎないように留意します。福祉避難所の取りまとめもこれに準拠して行います。
- エ 避難所の調査については、EMISの「避難所状況入力」の機能を用いることも可能です。この機能は、DMAT等が避難所において収集した情報を、EMISにより入力することができます。

(調査の取りまとめと関係機関との連携)

- オ 市町災害対策本部(調査を代行する場合は、現地保健医療調整本部)は、調査をもとに避難所ごとの状況をエクセルファイル等に取りまとめ関係機関と情報を共有します。その上で、避難所ごとに医療救護活動の必要の程度及び種類を把握し、現地保健医療調整本部の協力を得て避難所に対する医療救護を調整するほか、地元医師会等にも共通様式1-4により支援を要請します。
- カ ライフラインの途絶など調査の中で判明した、医療救護以外のニーズや避難所の状況 については、それぞれの対策を所管する部署に伝達します。
- キ 避難者の健康調査は、市町の保健担当部署が外部からの保健支援チームの協力を得て、 被災後速やかに実施します。医療救護活動と保健・衛生活動とは密接な関わりがありま すので、必要に応じて調査に同行するなど協力して実施します。また、調査の結果は相互に 共有します。

(4) 避難所等での医療救護

- ア 市町災害対策本部は、調査の結果を受けて現地保健医療調整本部に対し、地元医師会等による医療救護活動の実施を依頼します。明らかに地元医師会及び地域薬剤師会の医療スタッフが不足すると判断する場合は、市町災害対策本部が現地保健医療調整本部に共通様式1-4により支援を要請します。
- イ 現地保健医療調整本部が調査を代行した場合、現地保健医療調整本部の地域災害医療 コーディネーター又は地域災害薬事コーディネーターは、派遣する医療救護チームにつ いて、保健福祉事務所、地元医師会、地域薬剤師会及び保健医療調整本部の県災害医療 コーディネーターや県災害薬事コーディネーターと調整します。
- ウ 保健医療調整本部の県災害医療コーディネーター及び県災害薬事コーディネーターは、 現地健医療調整本部から**共通様式1-4**により要請があった場合は、参集する医療チームの 派遣を調整します。
- エ 避難所での医療救護活動は長期に渡り、また多数多職種の医療チームによる活動が行

われるため、市町災害対策本部と現地保健医療調整本部は、それぞれの活動拠点となる場所で、その日の活動報告及びそれに対する評価、次の日の活動方針などについて意見 交換や調整が行われるよう配慮します。

2 様式

様式10-	-1①								
`II立 ## 言仁				УТ #4 Г			=7 ±1: ±	*/	
避難所				活動日 左			記載者	<mark>6(所属・職名)</mark>	
(共通様				年		日			
	動の目的:				2011 L T		—	77.4 4.4 6.50 PT 1.105.4.14.5.1.4.7	
								解決方法、今後の課題と対策を検討する。	
<u>・個人や家</u>	族か被災による 市町村名	健康レベルの		<u>を地(都道</u>				取れるよう援助する。 <mark>避難者数</mark>	
避	避難所名		בר ועלו		IN FA C	III MI	71 7 2 /		\
難	電話		FA	v	<u> </u>			<mark> </mark>	()
所	<mark>电动</mark>			へ ルアドレス				 	
の	フペーフ密度	過密·適度·a			n 结		m²/GI)	大····································	<i>T</i> :
概況				111/50.	施設の概要図(屋内・外の施設、連絡 統などを含む)	糸			
沅	文地依例文	壁難所と外と	ル文理コ	- 段 /					
	答: 11 统	代表者の情報	<u>.</u>						
	氏名(立場		(
	その他								
		<u></u> 旨揮命令系統	<u> </u>						
4 0	建祁州市1/1	ᆸᆍᄢᄁᅑᄳ	•						
組 織	自主組織	有() -	·無					
や	二二 小红 小块	- F \ 有(チー.		<u>灬</u> 、人数:	人)•	1111			
活	外部支援	有の場合) ())			
動		有(チー.			人)•			避難者への情報伝達手段(黒板・掲示	
	ボランティア	有の場合			747)		版・マイク・チラシ配布など)	
	医療の提供		1 (41001 至 (
	救護所		1111 ;≪	回診療	右	•	1111		
	地域の医師			• 無					
	<u> </u>		現在の					対応	
		電気		開通	予定	()	7170	
		ガス	普通 •	開通	 • 予定	()		
	ライフライ	水道		開通)		
	ン	飲料水	普通 •	開通	予定	()		
		固定電話		開通)		
		携帯電話	普通 •	開通	· 予定	()		
		洗濯機	無 • >	有(使用)	 可 • 使	用不	可)		
		冷蔵庫	無・	有(使用)	可 • 使	用不	可)		
		冷暖房	無 • >	有(使用す	可 • 使	用不	可)		
		証明	無 • >	有(使用す	可 · 使	用不	可)		
環	設備状況と	調理設備	無・ -	有(使用す	可・使	用不	可)		
境	は 衛生面		使用可	使用	不可(筃	所)		
的	143 144	トイレ	下水	無・有					
側		1410	清掃	不良	き・ 普	•	良		
面			手洗い	場無	・有 <mark>くみ</mark>	▶取り	無・有		
		風呂	無・	有(清	青掃状況	:)		
		喫煙所	無・	有(分	}煙	無	· 有)		
		清掃状況	不良・普		の清掃	無	· 有		
		ゴミ収集場所			き替え		• <u>有</u>		
	生活環境	換気・温度・		空調管理		不適	• 適		
	の衛生面	粉塵	無・有	生活騒		不適	• 適		
		寝具	無・有	寝具乾			無・有		
	A == : :::	ペット対策	無・有		<mark>の収容場</mark>		無・有		
		1日の食事[· 2回		• •		
	給	炊き出し	∰•石	残品奶	・土里	小浦	• 滴	Ī	

様式10-1② 市町村名 活動日 記載者(所属・職名) 避難所避難者の状況 日報 (共通様式) 避難所名 年 月 日 避難所活動の目的: ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を予測し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。 ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。 本日の状態 対応・特記事項 人 配慮を要する うち75歳以上 要援護者数 人うち要介護認定者数 高齢者 人の全体像 うち全介助 人 うち妊婦健診受診困難者数 妊婦 うち一部介助 産婦 うち認知障害 人 乳児 外国人 人 配 うち身体障害児 食事への配慮 人 慮 を要する人 幼児・児童 人 うち知的障害児 人 を うち発達障害児 人 要 うち身体障害者 人 す うち知的障害者 人 る 障害者 うち精神障害者 人 うち発達障害者 難病患者 在宅酸素療養者 人 人工透析者 人 (食物 アレルギー疾患児 人) うち高血圧治療薬 対応·特記事項 人 服 数 薬 人 服薬者 人 うち糖尿病治療薬 うち向精神薬 人 うち乳児・ 専門的医療 <mark>人数の把握</mark> 総数 うち妊婦 うち高齢者 ◎有(緊急)・〇有(≠緊急)・×無 幼児 ニーズ 小児疾患 ◎有(緊急)·〇有(≠緊急)·×無 外傷 人 人 感 下痢 人 人 人 人 精神疾患 ◎有(緊急)·○有(≠緊急)·×無 垫 人 ◎有(緊急)·○有(≠緊急)·×無 人 人 周産期 嘔吐 症 有 ◎有(緊急)·〇有(≠緊急)·×無 人 人 人 歯科 人 発熱 症 症 人 対応・特記事項 人 人 状 咳 状 人 人 人 人 便秘 者 人 人 人 人 食欲不振 数 人 人 人 そ <mark>頭痛</mark> 人 の 人 人 人 不眠 他 人 人 人 人 不安 人 人 人 人 歯の痛み 義歯の不具合 人 人 人 人 食中毒用症状 防 (下痢、嘔吐などの動向) 衛 風用症状 的 (咳・発熱などの動向) 側 面 感染症症状、その他 全体に対応した内容 ま 課題(アセスメント)/引き継ぎ事項 ع め 災害対策本部に求めること

様:	→ ボガ10−2 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —												
健児	東相談表(共	通様式)	方法	対象者	<mark>対象者</mark> 乳児 幼児			担当者(自治体名)				
				·面接 ·訪問	乳児 纟								
初回	回•()回			•電話	妊婦 🌣	全婦 高齢者	· 相	相談日 年月日					
保管	5 先			·その他	障害者		H.	時間					
				()その他			場所					
	氏名(フリガ	ナ)			性別	性別生年		年月日 年齢					
					男∙女	М-	T•S•H	年 月	月日		歳		
	被災前住所				連絡先		避難均	易所					
	①現住所				連絡先								
	②新住所				連絡先		家族物	犬況					
基							独居•	高齢者独	居・高齢	者のる	み世帯		
本	情報源、把抗	屋の契機	/相談者がし	いる場合、本人と	の関係・連絡	先	家族問	問題あり()		
的な状況	<mark>被災の状況</mark>												
								の利用状況					
								保険(介記)			
							・身体障害者手帳(級)						
	家に帰れなり						•療育手帳(級)						
		ライフライ		ŧ勧告·精神的要	因(恐怖など								
	その他()			・その他護保険(介護度)							
	既往歴		現在治	寮中の病気	内服薬								
	m	- /-				なし・あり(中断・ 継続) 内服薬名() 医療器材・器具 <mark>医療機関名</mark>							
	高血圧、脳の			、脳血管疾患、				医療機関名					
	高脂血症、料心疾患の疾患			定、糖尿病、 	在宅医療・	被災前:) 被災後:							
身	心疾患、肝疾			肝疾患、)			1仅火1支:					
体的	腎疾患、精神			、精神疾患、	食事制限		<mark>血圧測定値</mark>						
• •	結核、難病、		結核、業		なし 中家 ()						
精	アレルギー、	、その他	(ドー、その他)) 最高血圧:				
神	() 理大の比較	/ 古兴走	<u>/+ → -/ - ≥e /=</u>	╒時期・持続・転帰		水分(を記載) 具体的自覚							
的な状況	Ju IL VIV.	、田光 加		<u>1990 ∓A7</u>	<u>C 80 ₩</u>	①頭痛・頭: ⑥動機・息・ 状⑩発熱① 運動減退/! ゆううつ/精	眠③倦怠 肩こり⑧目 下痢⑫食: /不満足/; 興奮/希望	怠感④吐き気⑤めまい ③目の症状⑨咽頭の症 食欲③体重減少④精神 2/決断力低下/焦燥感/ 6望喪失/悲哀感/⑤食 //口の渇き/入れ歯の不					
日		食事	保清	衣類の着脱	排泄	意思疎通	判断	力・記憶		その他	1		
常	自立								1				
生	一部介助					ļ			1				
活状	全介助												
況	備考 (必要器具等)												
	相談内容					支援内容							
個						人版門台							
別 相													
他談						今後の支援	方針						
活						解決	122						
動						継続							

共通様式1-4 医療従事者等派遣 要請書 ■機関区分(区分の枠に番号を記入すること) ①救護所 ②二次救急病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤現地保健医療調整本部 ⑥保健医療調整本部 ⑦その他 月日時分 月日時分 月日時分 月 日 時 要請 要請 担当者 担当者 要請 担当者 担当者 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 機関名 区分 月日時 <u>月日</u>時 月 日 時 月 日 時 分 連絡 連絡 連絡 担当者 担当者 担当者 担当者 参集場所 備考 必要人員 活動場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 医療従事者等派遣 応諾連絡所 市町村派遣人員 派遣場所 看護師 医師 歯科医師 薬剤師 その他医療職 事務職員 派遣期間 移動手段 医療従事者所属機関 月 日~ 月 日 現地保健医療調整本部派遣人員 派遣場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 移動手段 医療従事者所属機関 派遣期間 月 日~ 月 日 保健医療調整本部派遣人員 派遣場所 医師 歯科医師 薬剤師 看護師 その他医療職 事務職員 移動手段 医療従事者所属機関 派遣期間 月 日~ 月 日

<マニュアル11> 災害診療記録・災害処方箋・お薬手帳

1 目的

(1) 必要性

- ア 避難所や福祉避難所などでの診療や投薬などを実施した場合、診療記録があいまいに なりがちで、また、患者自身が居所を移動することなどで事後の診療の際にこれまでの 治療歴がわからないなどの課題があります。
- イ このため、これらの場所における医療活動では、通常の診療録(カルテ)に代わり次 の「災害診療記録」(様式11-1)を使用します。
- ウ なお、災害現場や救護所での診療については、トリアージタッグを治療履歴の記録と 後方病院への申し送りに利用します。

(2) 災害診療記録

- ア 災害診療記録は、避難所や福祉避難所等で医療チームなどが診療を行う場合に使用します。
- イ 医療チームは治療終了後、当該診療記録の記載事項を転写(コピー、写真撮影等)又 は記録簿等に転記し保存するとともに、当該診療記録を患者本人に交付し、常に携行す るよう指導します。
- ウ なお、災害診療記録の使用は通常の診療録(カルテ)による記録等を妨げるものでは ありませんが、その場合も患者の避難所移動等の可能性を考慮し、必要な診療情報の患 者への交付に努めるものとします。
- エ 患者へ交付されなかった災害診療記録については、当該避難所等を管轄する保健福祉 事務所において、当該保健福祉事務所の責任の下で保存することとします。

(3) 災害処方箋

ア 大規模災害時には、全国から多数の医療チームの支援を受け、種々の災害処方箋の様式が使用されることから、救護所等での円滑な調剤業務の確保に資するため、県下で使用する災害処方箋の標準様式を**様式11-2**のとおりとします。

(4) お薬手帳

ア 「お薬手帳」は平時から処方された薬の名前や量、処方先などの情報を記載し、患者 自らが所持するもので、災害時には服薬内容やアレルギーの有無、副作用歴などがわか ることから、迅速で的確な治療や処方につながります。このため、避難時も可能な限り 携行し、受診時に医療チームに提示することが推奨されます。

イ 避難所での診療等では、「災害時医療カルテ」のほか、この「お薬手帳」の自由記載 欄を活用して治療履歴を記載します。

様式11	-1 ①						
		災害	診療記録				
は、	☑および必要記入項目	目です 。			年	月	日
トリアージタ	*該当項目に○を		トリアージタ	マグ記載者・場所・機関			
	赤黄緑	羔					
メディカ	ルID			M/F			
フリガナ	* 氏名不詳なら個人特定に役立つサ	沢情報を記載	男	保険者番号			
氏名			女	記号·番号			
生年月日年齢	* 年齢不詳の場合は推定年齢 MTSH 年	月 日()歳	[携帯]電話番号			
	自宅				*該当項目にO? 健存 半壊		
住 所	□ 避難所1		□知人宅 □	テント □ 車内	□その他		
	□ 避難所2		□知人宅 □]テント 車内	□その他		
職業			連絡先(家族・失	口人・その他)	連絡先なし	,	
【禁忌事項	項等】						
□ アレ	ルギー						
□ 禁忌	食物						
	項(常用薬)】						
_	1小板薬(経固薬 □ワーファリン	()		
□ 糖尿	ス病治療薬 □インスリン				,		
	ロイド(
□ 抗て□ その	「んかん薬 ()他(
□透析							
	酸素療法(HOT)						
災害	『時要請援護者(□高齢ネ その他(音□障害者 □乳幼]児 <u> </u> 妊婦))	□日本語が不自	由		
【フォロー	-アップ】 必要(次の該:	当項目に〇を付す。]/社会的/その他)			
	傷病名	開始	診察	場所	所属・医師	サイン	
		年 月 日					

	だ11 ─ 7		必要記入	項目で	ぎす。							* 診	3当性	上別(こ○を	付す	年	:	月	日
メデ	゙ィカルӀ	D											M/F							
バイタ)	ルサイン等	意識陸	章害 : 口春	口無	無	呼吸:	/	min	脈拍	1:	/min		当性 不整		Oをf 血圧:		ımHg	体》	∄:	°C
身	長: 0	m、体重	: kg	既往	注歴	<u></u>	高血压	E	糖尿症	5 [] 喘息		その他	也()				
予防技	接種歴	麻疹	破傷	馬風 []イン	フルュ	ンサ		肺炎耳	求菌	□ 風	.疹	□ ·	その	他()	妊娠		無[]有
主訴																				
[□ 外信	易⇒黄色	色タグ以.	上は外	傷力	ルテ・	~ (J	-SPE	EDは	:記2	()									
[٠ 4 (ال	頭痛 [] 胸	部痛		腹疽	Ā	□ ₹	-の1	也:									
[_	頂痛 [_]呼吸		_														
l	□ 食息□ 不則	思不審	□下痢めまい	i	∃(<u> </u>	<u> </u>	<u>様便</u>		血便	<u>()</u>	-	6	-	\			_	1		
]	□ 皮膚	喜症状	□眼	の症状	t		「の狙	定状			- <	8	18	b		3	1)	
'	<u></u> その	ク他										>	=				5.	7		
											1				1	1	N	1	1	
												F	<u>^</u> -	1)	10	1_1			
											2	1	0	1	5	81	,,		Lieux	
													Ă	T		7	7	5/		
												1	V,	1			U	Ų		
												L	Jul				Lul	لمد		
診	诊断			-		処置	あり		処置	なし				Q.	见方		無		有	н и и и и .
#1						創処	置		 滴 ノての		ㅁ	注射		#						
						内服		世とい	<i>_</i> (0)			J 7F)	73							
					_	その														
		$\overline{}$																		
	^{多時J-SPEED} 男性		熱像	原皮膚		1)		呼吸	器感线	杂症		П	気管	 [支 <i>§</i>	発作喘	息	ΙП	治療	中断	
	女性		□ 溺л					1	器感				災害	スト	レス諸	指症状				性なし
	歩行不能(被			ッシュ		詳		-	疑い				緊急		要ケア					
	搬送必要		=	□透析』 『静脈』		.	\vdash		風疑し 疾患	. \			支	***************************************	護/看 ·食料					
	骨折		□ 八 元 元		<u> </u>		1		>160)/10	00		援 要	栄						
【記載	战者】	([医師	[看	護師			薬剤 師	Б		その	他))					
	所属				氏	夕														

様式11	−1 ③ ☑ および必要記.	入項目	です	- 。							
メディカ	ルID	\top		Т	\top		*該 M	_	小に○を作	ੀ 	
日時	Ŗ.	f 見				前頁のJ- SPEED#3~# 26の該当コード を記載	hn	方·処	:置	·診療場 ·所属 ·医師等	

様式11-	-1 4)														
はい	☑ およ	び必要	要記入	項目	です	0					=/- 1/4	## Dil /	このを	4 4		
				$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	T	Т		T M	_	1生かり	1	9	$\overline{}$	Т
メディカル	VID									/F						
								I						I		
日時			所	見				前頁のJ- SPEED#3 26の該当 を記載		3	処方・	処置		·診療場 ·所属 ·医師等		シ
【転帰】	年	月	日													
□1帰宅																
□2転送(搬送兒	t :			搬送	機関:			年	J	月	日)				
□3紹介分																
□4死亡(:	場所:			時刻	:			碓	認者:)			
【災害と傷	病との関	連】														
□1有(□悪	化 /		曼性疾	患憎思	Ę)								
□2無				5-47 W. C.												
□3わから	ない															
								最	終診	療証	! 録=	き理え				

様式11-1 🤄	•										
	:	災害診療	聚記録(外	傷、初	期評	価)(表)					
は、区	および必要記入	項目です	f 。			1 4	当性別に〇	を付す			
メディカルエℂ)					M					
	4不詳なら				*年	齢不詳の場	合は推定年	齢			
氏名 個人科	特定に役立つ状況情報を記載		生年月日						男	女	5
			年的	lī ,	MTSH	H 年 月		表			
A 気道	□ 気道の異常有	·b/ [ゴロゴロ音	□閉	塞[狭窄)					
	→次ページ「A気道	[の異常]項	目へ								
	□気道閉塞(正常	な発語あり	I)→下記「B	呼吸」	項目へ	`					
B 呼吸	SpO2 % 呼吸	数 回	/分								
	努力様呼吸 🔲				_	/有(_		
	皮下気腫の有無			□ 左			と呼吸 []無/	有		
	異常なければC項グ			ジIB・C	の異常	別項目へ					
C 循環	心拍数 回/分		/ mmHg	_ <u>_</u>	T 11t -	- 🗆 🖦	の田舎				
	ショックの兆候 [活動性出血	」 無/有 □ 無/有	(□冷汗	Ш Ш	王低下	·	D異常)				
	超音波(エコー)検		所見なし								
	所見有り(□ 心			映用無		ダグラス窟	□ 右胸!	<u> </u>	左胸腔)		
(∞ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	.,,,,, 🖺 🗀) /*/30/2] 無/有		右□左			工 <i>内</i> 马 n 工 /)	
	骨盤X綿写真 不多				無/有		- 🗀 1491	K17		+	
\rightarrow	異常なければD項										
	の機能障害	· · · · · ·	03401850	, , ,	,0,56	םאינה					
	ベル(GCS) E	V	М	合計							
			0.000								
E 4 開眼			場所・人を正確	権に言え	る		命令に応じ				
100 CO (100 PL) (100 PL)	「かけで開眼する 対で開眼する	1,20,1	した会話 当な単語				痛み刺激を 痛みに手足				
(502) 1,715000	しても開眼しない	975 (3.00)	味な発言			533 5275	上肢の異常		(D-Q)		
		1 発	生なし又は挿	管中			四肢の異常				
						1 :	全く動かない	٠,			
						9					
D本フ1 タフ / -	- -	\ ** +	64 <i>/-</i>	_ \	u	.t= / □.tm	, D =	-\			
瞳孔径(7 「切迫するD」		_	射(右 カ in:Table 1			碑(山無 :GCSで2点					
「別地するし」		」GUSO点 孔不同、		」 取を 痺、クッ			以上の氏	Γ,			
		P. L. Ind C		74、ノノ	,,,	20 PX/					
\rightarrow	異常なければ下記	ことへ、異常	あれば次ペ	ージDゴ	百へ						
E 保温と脱		°C									
	め、全身観察 外傷	(身体所見	見)の評価								
Cr 圧座症候	群 🗌 無/有(📗	四肢の狭	圧、 🗌 麻疹	庫、□ ;	感覚障	害、□ ポ	ポートワイン	 尿、			
					抗カリ	ウム血症、	□ 心電	図異常)			
特記事項等(目	自由記載)										
I							確認時刻	1月	Н	瞬	分

様式11-1 ⑥
災害診療記録(緊急処置と外傷評価)(裏)
項目は、☑および必要記入項目です。
メディカルID M F
A 気道の異常
□ 口腔内吸引 □ エアウェイ
□ 気管挿管 (挿管チューブ)内径 mm cm 固定カフ ml)
□ 輪状甲状靭帯切開 (気切チューブ 内径 mm カフ ml)

B·Cの異常
□ 酸素投与(L/分)

□
□ 人工呼吸(FIO2 TV mi 换式回数 回/分 PEEP diin20)
Cの異常
□ 圧迫止血 □ 細胞外液輸液 □ 心電図モニター
□ 心嚢穿刺・切開ドレナージ □ 胸部X線撮影 □ 骨盤X線撮影
□ 骨盤シーツラッピング□ TAE□ 外科的治療□ 四肢の循環障害
Dの異常
□ 酸素投与(L/分)
◯ 気管挿管 (挿管チューブ) 内径 mm cm固定カフ ml)
□ 頭部CT検査
その他の処置
□ 抹消ルート①(G □右 □ 左 □ 上肢 □ 下肢)
②(G
□ NGチューブ(Fr cm固定) □ 尿道バルーンカテーテル Fr
□ 動脈ライン(□ 右 □ 左 □ 上肢 □ 下肢) □ 抹消血検査 □ 血液ガス分析
□ 創傷処置()
42 作 14 +=
受傷機転
梅夫八杯 □ ===================================
傷病分類 □ 頭頸部(□ 頭部外傷□ 頸部外傷□ 頸椎・頸髄損傷) □ 顔面(□ 骨折□ 眼損傷□ 耳損傷□ 鼻出血□ 口腔損傷)
□ 瞬間(□ 月打 □ 吸収機 □ 昇収機 □ 昇収機 □ 月 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
□ 腹部(腹腔内出血 □ 腹膜炎(□ 腹部反跳痛 □ 筋性防御)□ 腎・尿路損傷) □ 肉眼的血尿)
□四肢と骨盤(□両側大腿骨骨折□開放性骨折□脱臼□切断□骨盤骨折(□不安定型))
□ 体表(□ 剝皮創 □ 穿通創 □ 挫削 □ 熱傷(□ Ⅱ度 □ Ⅲ度 面積 % □ 気道熱傷有)
□ 圧挫症候群 □ 胸・腰椎(髄) 損傷 □ 低体温 □ 汚染(□ 科学物質 □ 放射線)
必要な治療・処置
□ 外科的治療(□ 緊急手術を要す、 □ 待機的手術を要す) □ 輸血 □ 動脈塞栓術(TAE)
□ 創外固定 □ 直達牽引 □ 創傷処置 □ 除染(□ 科学物質 □ 放射線)
□ 破傷風トキソイド □ 抗破傷風免疫グロブリン
□その他()
診断、特記事項等(自由記載)
(au)
$(\mathcal{F}_{\mathcal{A}})$

様	₹11 − 1	(7)								
				災害診	療記録					
							_			
		ML	S-a	あてはまるもの全てに▼ してください	診察日時		年	月	<u> </u>	
	年齢		0歳		メディカル	_	ガナ)	—		
Н		1	Jage 	男	一 氏名	(2.)	<u>////</u>			
	性別	2	늄	女	— ~ ~					
Н	属性	3	Ħ	支援者	生年月日		年	月	B	
П		4		避難所	78.A.E.					
iri	療場所	5		病院•救護所	現住所					
"	7784-10171	6		自宅	避難所					
⊢	_	7		その他	病院名					
		9	片	眠れない 不安だ	電話					
	١ ـ ا	10	Η	災害場面が目に浮かぶ	既往精神疾患		あり ()		□なし □	不明
	本 人	11	H	ゆううつだ		ш	007(ac	_ 1145
	o o	12	H	体の調子が悪い	一 内服薬					
	訴	13	Ħ	死にたくなる						
	え	14		周りから被害を受けている						
		15		物忘れがある						
		16		その他						
		17		話がまとまらない	— "					
		18	닏	怒っている	生活歴					
	行	19	片	興奮している 話しすぎる	_					
精	動	20	Η	応答できない	-	2str <55	状况: □家族•友	I W.	死亡。行方不	RB
神的	上	22	H	徘徊している	_		自身の負傷		えいこうしょう こうしょうしょう	
健	の	23	H	自傷している		ш			あり口なし	
康	問題	24	Ħ	自殺を試みる			25.00		377 <u> </u>	
状		25		暴言暴力をふるう						
態		26		酒をやめられない						
		27		その他	現病歴					
	1	28		F0:認知症·器質性精神障害	_					
	D	29	片	F1:物質性精神障害	_					
	分分	30	H	F2:統合失調症関連障害 F3:気分障害	_	\vdash				
	類	31	H	F4:神経症、ストレス関連障害	_					
	断へ	33	H	F5:心身症	現症					
	〜 医 師	34	Ħ	F6:人格・行動の障害						
	(C		Ħ	F7:知的障害〈精神遅滞〉						
	ょ	36		F8: 心理的発達の障害						
	る	37		F9:児童・青年期の障害						
<u></u>	診	38		F99:診断不明						
		39		精神医療						
必	要な支援	40	닏	身体医療	_					
		41		保健・福祉・介護						
⊢		42	Η	地域・職場・家庭等での対応 処方	対応・引					
		43 44	H	入院・入所	き継ぎ(処 方内容含					
	対応	45	H	地域の保健医療機関へ紹介・調整	— ~~~~					
		46	H	傾聴·助言等						
Г		47	Ħ	支援終了						
L	転帰	48		支援継続						
	精神的健康状	49		直接的関連						
	連(医師によ	50		間接的関連			_			
る判断	17	51		関連なし		精神	科的緊急性 🗌 あ	ij	□なし	
					1-50	-				
所属	チーム名				相談者へ対応	名				
1					医師		看護師(保健師含む	.)	業務記	調整員

《患者さんへ》

- ※この「災害時医療カルテ」は、避難所や巡回診療でのあなたの診療履歴を記録するものです。大切に保管し、次に避難所や巡回診療で診察を受けるときにも必ず医師に見せてください。
- ※また、病院・診療所が復旧し、かかりつけの病院・診療所ができたら診療記録を引き継ぎますので、このカルテは医師に渡してください。

《医療救護活動にあたる医師の方へ》

- ※避難所や巡回診療など通常のカルテがない場合に、この災害時医療カルテを使用してください(お薬手帳を持っている場合は、その自由記載欄に書いても結構です)。
- ※2度目以降についても、後日の診断の参考となるようこのカルテに記載してください。通常の医療機関を受診できるようになれば、このカルテを引き継ぐことになります。

《一般の医療機関の医師(かかりつけ医など)の方へ》

※このカルテを持参した患者さんのこれまでの受診履歴が記載されています。受診の際には、これを回収・保管し、診療の参考としてください。

様式11	-2							
				Ś	災害	処方	箋	
	1 - 1) re.a	-+-# <i></i>
患	氏					男・		₹救護所等の名称・所在地
者	名					女	所属	属する医療支援チーム等の名称
	明・大	: • 昭 •	平	年	月	日 生	処力	万医師氏名
交付	寸年月日	3	平成	年	月	日	連糸	8先(スマホ・携帯電話番号)
処方箋	の使用期間	R.	交付の	日を含む	めて4日.	以内		
		!						
処								
方								
	患者の過	車絡先(スマー	トフォン	ノ・携帯	電話番-	号等)	
備								
考								
) 					調剤した	 :薬剤師	
	削済 月日	平成	年	月	日	氏	.名 絡先	
調剤した。 組織の名	単 薬剤師の所 が	属する						
調剤したに	医療救護所	等の名						

くマニュアル12> 災害医療コーディネーター

1 県災害医療コーディネーターの概要及び活動

(1) 概要

ア 災害医療コーディネーターとは、災害時に、都道府県又は保健所が保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行うことを目的として、養成のための専門的な研修を受け、都道府県により任命された者である。

なお、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整については、災害時小児周産期リエゾンの助言を参考とします。

また、医薬品や医療資機材の総合調整については、災害薬事コーディネーターの助言を参考とします。

- イ そのうち県災害医療コーディネーターは、県域における被災地の医療ニーズの把握、 保健医療活動チームの派遣調整等を行う者であり、保健医療調整本部において、災害薬 事コーディネーターの協力のもと保健医療調整本部長を補佐し、専ら医療需要へ対応す る保健医療活動チーム及び医療資機材の医療圏ごとへの派遣調整等を担います。
- ウ また、地域災害医療コーディネーターは、保健福祉事務所管内における被災地の医療 ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等を行う者であり、現地保健医療調整本 部において、地域災害薬事コーディネーターの協力のもと現地保健医療調整本部長を補 佐し、専ら医療需要へ対応する保健医療活動チーム及び医療資機材の具体的派遣先への 派遣調整等を担います。

(2) 初動

ア 保健医療調整本部が設置されたとき、県医務課は、あらかじめ定める出動要請連絡順に基づき出動要請連絡を行う。

要請を受けた県災害医療コーディネーターは、出動可能な時はその旨回答し、速やかに保健医療調整本部へ出動します。

出動不可能と回答があった場合、県医務課は、あらかじめ定める出動要請連絡順に基づき次の順位の県災害医療コーディネーターへ出動要請連絡を行う。

なお、保健医療調整本部のDMAT調整本部長となる統括DMATが県災害医療コーディネーターでもある場合は、県災害医療コーディネーターを兼ねることもありえます。

イ 保健医療調整本部に出動後は、県内の関係機関及び県災害薬事コーディネーター、各 分野のリエゾンとも連携して被災状況及び医療資源の情報等を収集します。また、地域 災害医療コーディネーターと県内の被災状況等に関する情報を共有します。

(3) 主な業務内容

- ア 県が行う災害医療対策に対して医療の専門的見地からの助言を行います。
- イ 被災地等における医療ニーズの把握及び分析を行います。
- ウ DMAT・JAMT・DPAT等の医療チーム等の派遣要否の検討、県が行う派遣要請の助言を行います。
- エ 災害急性期における傷病者の受入医療機関の調整を行います。
- オ 被災医療圏等への医療チーム等の派遣調整を行います。
- カ 県外から派遣される医療チーム等の受入調整を行います。
- キ その他知事が必要と認めた事項を行います。
 - ・地域災害医療コーディネーター、県災害薬事コーディネーターや関係機関と各種支援 に関する情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者と協議 し、実施します。
 - ・県内で各種医療支援に関する課題が生じた場合は、これを解決するために、関係者と の調整を行います。

2 地域災害医療コーディネーターの活動

(1) 初動

ア 現地保健医療調整本部が設置されたとき、保健福祉事務所は、あらかじめ医務課で定める出動要請連絡順に基づき出動要請連絡を行う。

要請を受けた地域災害医療コーディネーターは、出動可能な時はその旨回答し、速やかに現地保健医療調整本部へ出動します。

出動不可能と回答があった場合、保健福祉事務所は、あらかじめ定める出動要請連絡順に基づき次の順位の地域災害医療コーディネーターへ出動要請連絡を行う。

イ 現地保健医療調整本部に出動後は、地域災害薬事コーディネーター等と連携して被災 状況及び医療資源の情報等を収集します。また、県災害医療コーディネーターと保健福 祉事務所管内及び県内の被災状況等に関する情報を共有します。

(2) 主な業務内容

ア 保健福祉事務所が行う災害医療対策に対して医療の専門的見地から助言を行います。

- イ 被災地における医療ニーズの把握及び分析を行います。
- ウ 被災地に派遣された医療チーム及び自主的に参集した医療チーム等の配置調整を行います。
- エ 傷病者を受け入れる医療機関の調整を行います。
- オ 県災害医療コーディネーターとの情報共有及び支援調整を行います。
- カ その他知事が必要と認めた事項を行います。
 - ・県災害医療コーディネーター、地域災害薬事コーディネーターや関係機関と各種支援 に関する情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者と協議 し、実施します。
 - ・保健福祉事務所管内で各種医療支援に関する課題が生じた場合は、これを解決するために、関係者との調整を行います。

<マニュアル13> 災害薬事コーディネーター

1 県災害薬事コーディネーターの活動

(1) 概要

- ア 災害薬事コーディネーターとは、災害時に、県又は保健所が保健医療活動の総合調整 を適切かつ円滑に行えるよう支援する「災害医療コーディネーター」を薬学的見地から サポートする者であり、薬剤師の派遣調整や医薬品等の供給などを行うことを目的として、佐賀県により任命された者である。
- イ そのうち県災害薬事コーディネーターは、県域における被災地の医薬品等や薬剤師の ニーズの把握、医薬品の供給や薬剤師の派遣調整等を行う者であり、保健医療調整本部 において、県災害医療コーディネーターを薬学的見地からサポートし、専ら薬剤師及び 医薬品等の医療圏ごとへの派遣調整等を担います。
- ウ また、地域災害薬事コーディネーターは、二次医療圏における薬局の稼働状況のほか 被災地の医薬品等や薬剤師のニーズの把握、医薬品の供給や薬剤師の派遣調整等を行う 者であり、現地保健医療調整本部において、地域災害医療コーディネーターを薬学的見 地からサポートし、専ら薬剤師の具体的派遣先及び医薬品等の具体的供給の調整等を担 います。

(2) 初動

ア 保健医療調整本部が設置され、県医務課による県災害医療コーディネーターの出動要請が行われた際は、県薬務課は、あらかじめ定める出動要請連絡順に基づき出動要請連絡を行います。

要請を受けた県災害薬事コーディネーターは、出動可能な時はその旨回答し、速やかに保健医療調整本部へ出動します。

出動不可能と回答があった場合、県薬務課は、あらかじめ定める出動要請連絡順に基づき次の順位の県災害薬事コーディネーターへ出動要請連絡を行います。

イ 保健医療調整本部に出動後は、県内の医療機関等における医薬品や薬剤師の状況(医務課)や県内の卸売業者における医薬品等の在庫状況や県内における活動可能な薬局や薬剤師などの情報(薬務課)など関係機関から薬事に関する情報の収集を行います。

また、地域災害薬事コーディネーターに対し、薬事に関する他の区域の状況や全体の状況などの情報を提供することにより情報の共有を行います。

(3) 主な業務内容

ア 県災害医療コーディネーターに対して、薬学の専門的見地から助言を行います。

- イ 現地保健医療調整本部及び災害拠点病院等からの医薬品等供給要請、地域災害薬事コーディネーター及び保健医療調整本部が収集した県内及び全国の情報の把握及び分析を 行い、薬剤師の派遣や医薬品等の供給要請の要否検討を行います。
- ウ 県災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、医薬品の供給及び薬剤師の活動 に関する全県的な支援策を立案します。
- エ ウにより立案され、保健医療調整本部で決定した支援策(薬事関係)を薬務課のほか 現地保健医療調整本部の地域災害薬事コーディネーター及び佐賀県薬剤師会等関係機関 に速やかに報告するとともに、薬剤師の派遣、医薬品等の供給について医務課を通じて 薬務課に要請します。
- オ 被災医療圏等への薬剤師の派遣、医薬品の供給調整を行います。
- カ 県外から派遣される薬剤師及び医薬品などの受入調整を行います。
- キ その他知事が必要と認めた事項を行います。
 - ・県災害医療コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター、佐賀県薬剤師会等と、県内の医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する最新の情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者と協議し、実施します。

2 地域災害薬事コーディネーターの活動

(1) 初動

ア 現地保健医療調整本部が設置されたとき、保健福祉事務所は、あらかじめ薬務課で定める出動要請連絡順に基づき出動要請連絡を行います。

要請を受けた地域災害薬事コーディネーターは、出動可能な時はその旨回答し、速やかに現地保健医療調整本部へ出動します。

出動不可能と回答があった場合、保健福祉事務所は、あらかじめ定める出動要請連絡順に基づき次の順位の地域災害医療コーディネーターへ出動要請連絡を行います。

イ 現地保健医療調整本部に出動後は、現地保健医療調整本部に集められる医療機関等に おける医薬品や薬剤師の状況のほか担当区域の地域薬剤師会等と連携し、担当区域内に おける薬局等の被災状況など薬事に関する情報を収集します。

また、県災害薬事コーディネーターと薬事に関する他の区域の状況や全体の状況などの情報を共有します。

(2) 主な業務内容

- ア 地域災害医療コーディネーターに対して、薬学の専門的見地から助言を行います。
- イ 現地保健医療調整本部や担当地域の地域薬剤師会等から収集した担当区域内の薬事に 関する情報の把握分析を行い、薬剤師の派遣や医薬品等の供給要請の要否検討を行いま す。
- ウ 地域災害医療コーディネーターの総合的な指示のもと、地域内の医薬品の供給及び薬 剤師の活動に関する支援策を立案します。
- エ ウにより立案され、現地保健医療調整本部で決定した支援策を保健医療調整本部の県 災害薬事コーディネーター及び地域薬剤師会等関係機関に速やかに報告します。

また、現地保健医療調整本部の体制だけではウの支援策を実施することが困難な場合は、現地保健医療調整本部から保健医療調整本部に支援を要請します。

- オ 被災地に派遣された薬剤師及び医薬品の供給調整を行います。
- カ その他知事が必要と認めた事項を行います。
 - ・県災害薬事コーディネーターや地域薬剤師会等と、県内の医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する最新の情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者と協議し、実施します。

<マニュアル14> 災害時小児周産期リエゾン

1 災害時小児周産期リエゾンの活動

(1) 初動

- ア 保健医療調整本部が設置され、かつ、県が県災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断し、要請がなされた場合には、直ちに参集するよう努めます。参集が 困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて保健医療調整本部と連絡をとり、今後 の活動について調整します。
- イ 被災県の災害時小児周産期リエゾン等から、本県に対し、本県への搬送受入れや診療 に係る医療従事者の支援等の求めがあり、県が県災害医療コーディネーターとの協議を 踏まえ、必要と判断し、要請がなされたた場合には、直ちに参集するよう努めます。
- ウ 保健医療調整本部に参集後は、県災害医療コーディネーター等の関係者と連携して被 災状況及び医療資源の情報等を収集します。

(2) 主な業務内容

- ア 県が行う災害時小児・周産期医療対策に対する医療の専門的見地からの助言を行います。
- イ 被災地等における小児・周産期医療ニーズの情報収集と発信を行います。
- ウ 災害急性期における母体・新生児等の受入医療機関や搬送の調整を行います。
- エ 被災地等への医師派遣の調整を行います。
- オ 被災地等への支援物資の調整を行います。
- カ 避難所における妊婦、乳幼児への情報提供や避難所の評価を行います。
- キ その他知事が必要と認めた事項を行います。

くマニュアル15>

医薬品等(輸血用血液製剤を含む)の供給及び薬剤師の派遣

市町からの協力要請等による広域支援として県が行う医薬品等の供給に関して、次のとおり定めます。

1 医薬品等(医薬品、医療機器等)の供給及び薬剤師の派遣

(1) 医薬品等の調達、供給

- ア 薬務課は、医薬品等の供給が円滑に行うことができるよう、県下の医薬品等県内の卸売業者における医薬品等の在庫状況や他県等からの支援をうけた医薬品等のほか、県内における活動可能な薬局に関する情報収集を行います。
- イ 保健医療調整本部は、県内の医療機関等における医薬品等の状況や保健福祉事務所又は様式Aによる災害拠点病院等からの医薬品等供給要請(医務課)や県内の薬局や卸売業者における医薬品等の在庫状況(薬務課)をもとに、県災害医療コーディネーター及び県災害薬事コーディネーターと協議し、その結果、医薬品等の卸業事業者による調達が可能と判断する場合は、協定を締結している医薬品等の卸業関係団体に医薬品等の供給要請を行うよう医務課へ指示します。

また、県が備蓄する災害用備蓄医薬品等の供給を指示することもあります。

- ウ 保健医療調整本部は、県災害医療コーディネーター及び県災害薬事コーディネーター との協議の結果、県下の医薬品等の卸業関係団体からの医薬品等の調達が不可能と判断 する場合は、国や他の都道府県等に医薬品等の供給要請を行うよう医務課に指示します。
- エ 医務課(総務班)は、イ及びウによる指示をうけた場合には、薬務課へ供給要請を行います。(災害用備蓄医薬品については**様式B**により医務課から薬務課へ搬送指示)
- オ 薬務課は、工の要請に基づき、協定を締結している医薬品等の卸業関係団体や国又は 他の都道府県等に医薬品等の供給要請を行います。(災害用備蓄医薬品等を保管してい る医薬品卸業者への搬送指示を含む)

(2) 医薬品等の供給体制(薬剤師の派遣)

ア 保健医療調整本部は、県災害医療コーディネーター及び県災害薬事コーディネーターとの協議の結果、災害拠点病院等や被災地の救護所での医薬品等の供給や避難所等での 臨時調剤所等における医薬品等の供給のほか、被災地域内において医薬品を集積、供給 する「医薬品等供給拠点」を設置する場合は、佐賀県薬剤師会に次の災害支援活動に係 る薬剤師の派遣を要請するよう医務課へ指示します。

- (ア) 救護所等における調剤及び服薬指導
- (イ) 医療救護班、医療チームにおける使用薬剤に関する助言
- (ウ) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品、医療資機材等の仕分け、管理
- (I) 救護所等で使用する医薬品、医療資機材等の確保、供給
- (オ) その他状況に応じた措置
- イ 医務課(総務班)は、アによる指示をうけた場合には、薬務課へ派遣要請を行い、薬 務課は、その要請に基づき、協定を締結している佐賀県薬剤師会に対し、薬剤師の派遣 要請を行います。

(3) 市町村の対応等

ア 市町が行う医薬品等の備蓄

市町において医薬品等の備蓄を行う場合は、当該市町において個々の医薬品等の特性 に応じた適切な保管・管理を行う必要があります。また、災害発生時に薬剤師等専門家 による適正な管理及び供給を行う体制を予め確保しておくことが望まれます。

- イ 県が行う医薬品等の供給に対する市町の協力
 - (ア) 救護所や避難所を設置する市町は、県が行う医薬品等供給拠点、臨時調剤所及び医薬品等の集積所の設置・運営、及び救護所等における医薬品等の適切な保管管理に協力するものとします。
 - (1) 避難所を設置する市町は、医薬品等による危害発生の防止及び適正使用の観点から、 県が派遣する薬剤師と協力して避難所における医薬品等の適切な供給・保管管理に 努めるものとします。

2 輸血用血液製剤の供給

災害発生時における輸血用血液製剤の確保、受注及び搬送等に関する供給体制の確保は、血液センターが定める規定に基づき行うものとします。

- ア 医務課(総括班)は、保健福祉事務所又は災害拠点病院等から輸血用血液製剤の供給 要請を受けたときは、薬務課へ供給要請を行い、薬務課は、その要請に基づき佐賀県赤 十字血液センターに輸血用血液製剤の供給要請を行います。
- イ 災害時に陸路を使った通常の供給が不可能又は著しく困難な場合、もしくは血液センターによる輸血用血液製剤の輸送が困難な場合は、保健医療調整本部を通じて県対策本部に輸送手段(ヘリコプターを含む)の確保を要請します。
- ウ 医薬品等の供給について要請先の応諾を得たら、応諾内容を要請元に連絡します。

エ 薬務課は、血液センターから輸血用血液製剤の供給状況について報告を受けます。

< 様式 >

様式A	医薬品等供給用要請書 兼 応諾連絡書
様式 B	災害用備蓄医薬品等搬送指示依頼書 (医務課 薬務課)
様式C	災害用備蓄医薬品等搬送指示書 (薬務課 医薬品卸業者)

(様式A)											
			医薬	品等供給	要請書	兼 応諾)	車絡書				
■機関図	区分(区分の枠	に番号	}を記入す	- ること)						
①救護所	析 ②二次	救急病院 ③	災害拠点	病院 ④市町	村本部 ⑤現	地保健医療	調整本部	⑥保健医	を かいまた かいま	お ⑦そ	の他
月日	時 分		月	日 時 分		月日	時 分			月日	時 分
担当者		要請	担当者		要請	担当者		要請	担註	当者	
機関名区	分		機関名	区分	'	機関名区	分	1	機	関名 区分	·}
月日	時 分		月	日 時 分		月日	時 分	4		月日	時 分
担当者		連絡	担当者		連絡	担当者		連絡	担当	当者	
受渡し場所				備	考						
(要請)			要	請医薬品等	÷			(応諾)		医薬品	
薬効分類 (3桁)		製品名		-1	般名	規格	数量	④ 市町村	⑤現地保 健医療調 整本部	6保健医 療調整本 部	
	1										

(様式B) 様式1

災害用備蓄医薬品等搬送指示依頼書 | 発信者: 佐賀県健康福祉部医務課()

電話連絡:平成 年 月 日 時 分

(医務課 ⇒ 薬務課)

発信日時: " 時 分

送付先	健康福祉部	薬務課	FAX: 0952-25-7285 (4546)	TEL :0057_75_7007(1007)
达的无	()	FAX: 0432-23-1265 (4546)	TEL :0432-25-7082(1843)

災害用備蓄医薬品等保管管理等業務委託契約第4条第3項に基づき、以下の災害用備蓄医薬品等を 至急搬送するよう指示してください。なお、搬送完了後、医務課へ「FAX」及び「電話」により 報告してください。

	災害用備蓄医薬品等セット:計14	個 ((D~(4)			
	ジュラルミン(白)【事務セット】		茶ハードバ	ッグ 【心	電計】	
搬送物	ジュラルミン(赤)【診療セット】		黒革ソフト	バッグ【診	療/衛生セット】	
加以人工们	ジュラルミン(緑)【蘇生セット】		無色アルミ	トランク	【人工蘇生器】	
	ジュラルミン(黄)【衛生セット】		ピンクソフ	トバッグ	【冷蔵品】	
	ジュラルミン(青) 【注射薬・内服薬	外用]薬】			
	(住所等)	搬達	送先引き取り			
		予是	を者及び特徴			
	(地図及び特徴等)			(備考)		
440.534.44						
搬送先						

* ***	宔	Ħ	借書	生库	本 。	1 车	地沿	宇	了報	4	畫
火	吉	ж	胂官	台区	采巾	中寸	加又又	ᄗᄑ	JŦ	一	

(薬務課 ⇒ 医務課)

発信者 :健康福祉部薬務課 () 電話連絡:平成 年 月 日 時 分 発信日時: 分

(送付先) 医務課()

FAX:0952-25-7267(4540) TEL:0952-25-7073

搬送開始時刻	時	分	į	引き渡し時刻	時	分	備	考
搬送者				引き取り者				
搬送車両	佐賀	_	1	業者報告時刻	時	分		

※FAX受領者は、FAXを受け取った旨を発信者に連絡(電話)すること

(様式C)

災害用備蓄医薬品等搬送指示書

(業務課 ⇒ 佐賀県医薬品卸業協会)

発信者: 佐賀県健	康福祉	部業表	羅 ()
電話連絡:平成	年	月	B	畤	分
発信日時:		"		畤	分

送付先	□ ㈱アステム佐賀営業部 佐賀事業所 ()	FAX: 0952-72-1845	TEL :0952-72-1831	
	口 ㈱アトル佐賀営業部 唐津支店 ()	FAX:0955-77-3320	TEL:0955-77-3311	

災害用備蓄医薬品等保管管理等業務委託契約第4条第3項に基づき、以下の災害用備蓄医薬品等を 至急搬送してください。

なお、搬送完了後は速やかに『災害用備蓄医薬品等搬送完了報告書』を佐賀県健康福祉部業務課まで**「FAX」 及び 「電話」** により報告してください。

	災害用備書医業品等セット:計 14 億	国(No.1~No.14)
	ジュラルミン(白)【事務セット】	茶ハードバッグ 【心電計】
搬送物	ジュラルミン(赤)【診療セット】	黒革ソフトバッグ【診療/衛生セット】
JAK A.2 175	ジュラルミン(繰)【蘇生セット】	無色アルミトランク 【人工蘇生器】
	ジュラルミン(黄)【衛生セット】	ピンクソフトバッグ 【冷蔵品】
	ジュラルミン(青)【注射薬・内服薬・	・外用薬】
	(住所等)	搬送先引き取り
		予定者及び特徴
	(地図及び特徴等)	(備考)
140 116 14-		
搬送先		
I		

災害用備蓄	医薬品	等搬	発信者:				()			
						電話連絡:	平成	年	月	B	畤	分
(送付先) 佐賀県健康福祉部 薬務課						発信日時:			"		畤	分
F	X:095	2-25 · 時	-728	85 分	_	952-25 - fサイン	7082	2				
搬送者						取時刻						
搬送車両	佐賀		-			沙引物のサイ 取時期を記載						
帰着時刻		時		分			(引取	(時刻))	時	5	àΠ

※FAX受領者は、FAXを受す取った旨を発信者に連絡(電話)すること